

京都大学人文科学研究所所蔵『天地瑞祥志』第十九 翻刻・校注（五）

山崎 藍
佐野 誠子

はしがき

『天地瑞祥志』は、唐代、薩守真による天文を中心とした専門類書であり、日本にのみ残された佚存書である。2011年秋より、数名の有志により天地瑞祥志研究会（代表・水口幹記）を立ち上げ、輪読會を行ってきた。これまで、水口幹記、田中良明による第一の翻刻・校注を『藤女子大学國文學雑誌』93號、94號（2015年11月、2016年3月）に掲載したのを皮切りに、いくつかの雑誌・書籍において翻刻・校注を掲載してきた。本『名古屋大学中国語学文学論集』では、第29輯（2015年12月）に佐野誠子、佐々木聡による第十四の翻刻・校注を、第31輯（2018年2月）に山崎藍、佐野誠子、佐々木聡による第十七前半（甕まで）の翻刻・校注を、第32輯（2019年2月）に佐野誠子、松浦史子による第十七後半の翻刻・校注を、第33輯（2020年2月）に清水浩子、佐野誠子による第十九のはじめから犬までの翻刻・校注を掲載した。ここに第十九麩から駿牙までおよび、鼠から蛟螭までの翻刻・校注を掲載する。『天地瑞祥志』についての詳細な解説は、『藤女子大学國文學雑誌』93號掲載の水口幹記による序を参照されたい。この第十九麩から駿牙および、鼠から蛟螭は、第十九の最後の部分にあたる。残りの虎から蝟までおよび、狐から蜚までは、他の擔當者により、三つ（以上）にわけて別雑誌に掲載される予定であるため、暫定的に本翻刻・校注を（五）とした。この成果は決して二名だけの手になるものではなく、研究会の参加者による意見の集約であることを附言しておく。

最後に、本書の畫像の掲載を許可して下さった京都大学人文科学研究所に記して謝意を示したい。

凡例は第29輯に掲載の第十四翻刻・校注を参照されたい。本稿では、わかりやすさのため、各項目の通し番號の前に項目名をつけた。また、前田尊經閣文庫本による校注もそれぞれの執筆者が行った。

翻刻・校注

一二、麋

【概要】

麋はシカ科の哺乳類で、「四不像」とも稱される。本項は字書および史書を中心とした引用で構成されており、冒頭に麋の繪一點が載っている。



麋
反
莫
悲
乎

麋 01 ①

麋〈莫悲反平〉

麋 01 ②

麋〈莫悲反。平。〉

麋 01 ③

麋^(一)〈莫悲の反。平。〉

麋 01 ④

(一)『篆隸萬象名義』卷二三「麋」字「莫悲反」、『一切經音義』卷五二、『中阿含經』第三二卷「麋鹿」「莫悲反」、『玉篇』卷二三鹿部「麋」字「亡悲切」、『廣韻』卷一「麋」字「武悲切」。

麋 02 ①

說文曰麋鹿之屬也冬至解角也

麋 02 ②

『說文』曰、「麋、鹿之屬也、冬至解角也。」

麋 02 ③

『說文』に曰く、「^(一) 麋、鹿の屬なり。冬至に角を解くなり。」と。

麋 02 ④

(一)『說文解字』鹿部「麋」字、『太平御覽』卷九〇六、獸部一八・麋所引『說文』に同様の記載がみえる。

麋 03 ①

爾雅曰牡曰麋〈渠婦反上〉牝曰麋

麋 03 ②

『爾雅』曰、「牡曰麋[□]〈渠婦反。上。〉、牝曰麋[□]。」

麋 03 ③

『爾雅』に曰く、「^(一) 牡を麋と曰ひ^(二) 渠婦の反。上。〉、牝を麋と曰ふ。」と。

麋 03 ④

(一)『爾雅』釋獸「麋、牡麋。牝麋。其子麋、其跡躔。絶有力、狄。」

(二) 不詳。『經典釋文』卷三〇、『爾雅音義』下「麇、音咎。』、『篆隸萬象名義』卷二三「麇、渠表反。鹿牝。』、『一切經音義』卷八五、『辨正論』第二卷「麇」字「恪珍反」、『玉篇』卷二三鹿部「麇」字「巨久切」、『廣韻』卷三「麇」字「其九切」。なお、『本草綱目』卷五一上に詳細な記述有り。

麋 04 ①

魏略曰文帝欲受禪郡國奏曰^[1] 麋十九見

[1] 「曰」字、尊經閣本は「白」に作る。

麋 04 ②

『魏略』曰、「文帝欲受禪、郡國奏白麋十九見。」

麋 04 ③

『魏略』に曰く、「^(一)文帝禪を受けんと欲し、郡國白麋十九見^{あらは}ると奏す^(二)。」と。

麋 04 ④

(一) 『宋書』卷二八、符瑞志、『藝文類聚』卷九九、祥瑞部下・白鹿、『太平御覽』卷九〇六、獸部一八・麋にみえる。

※新美寛編、鈴木隆一補『邦殘存典籍による輯佚資料集成』(京都大学人文科学研究所、1968、以下『本邦殘存』と略す) 史部第一正史類『魏略』(魏・魚豢撰)にも記載有り。

※鹿 05 に同じ内容がみえる。

麋 05 ①

京氏曰山麋見于邑有臣戮

麋 05 ②

京氏曰、「山麋見于邑、有臣戮。」

麋 05 ③

京氏曰く、「^(一)山麋 邑に見るれば、臣の戮する有り。」と。

麋 05 ④

(一) 『唐開元占經』卷一一六、獸咎徵・塵入宮・麋入國にみえる。

麋 06 ①

又云癘正作姪火不明國多麋年冬多麋 <多則害五穀故以為災之也>

麋 06 ②

又云、「癘正作姪、火不明、國多麋。」「年冬、多麋。」<麋多則害五穀。故以為災。之也。>

麋 06 ③

又云ふ、「^(一)正を癘して姪を作し、火あるも明ならざれば、國に麋多し。」と。「^(二)年の冬、麋多し。」<麋多ければ則ち五穀を害ふ。故に以て災と爲す。之なり。> と。

麋 06 ④

(一) 『春秋穀梁傳』莊公十七年「冬多麋」范寧注や、『漢書』卷二七中之上、五行志に引く京房『易傳』にみえる。『漢書』五行志では介蟲之孽に相当。

(二) 『春秋左氏傳』莊公十七年經文に「冬、多麋。」、杜預注に「無傳。麋多則害五稼、故以災

書。」とある。

※麤 08 ④に引く『漢書』五行志も参照。

麤 07 ①

洪範五行傳曰牝獸之淫莫甚於麤 迷也莊公悅鄭膳之言取齊淫女

麤 07 ②

『洪範五行傳』曰、「牝獸之淫莫甚於麤。麤、迷也。莊公悅鄭膳之言、取齊淫女。」

麤 07 ③

『洪範五行傳』に曰く、「^(一) 牝獸の淫 麤より甚だしきは莫し。麤は、迷なり。莊公 鄭膳の言を悦び、齊の淫女を取る。」と。

麤 07 ④

(一) 『唐開元占經』 卷一一六、獸咎徵・塵入宮・麤入國にみえる。

※麤 08 ④に引く『漢書』五行志も参照。

麤 08 ①

漢書曰多麤劉歆以為毛虫之孽劉向以為麤色青近青祥也〈事在人言篇也〉

麤 08 ②

『漢書』曰、「多麤。劉歆以為毛蟲之孽。劉向以為麤色青、近青祥也。」〈事在人言篇也〉

麤 08 ③

『漢書』に曰く、「^(一) 麤多し。劉歆以為らく毛蟲の孽なりと。劉向以為らく麤は色青ければ、青祥に近し。」と。〈事 人言篇に在るなり。〉

麤 08 ④

(一) 『漢書』 卷二七中之上、五行志に「嚴公十七年「冬、多麤」。劉歆以為毛蟲之孽為災。劉向以為麤色青、近青祥也。麤之為言迷也、蓋牝獸之淫者也。是時、嚴公將取齊之淫女、其象先見、天戒若曰、勿取齊女、淫而迷國。嚴不寤、遂取之。夫人既入、淫於二叔、終皆誅死、幾亡社稷。董仲舒指略同。京房易傳曰、「廢正作淫、大不明、國多麤。」又曰、「震遂泥、厥咎國多麤。」とある。

一三、塵

【概要】

塵はシカ科の哺乳類で、シカに似た大型の獣、ヘラジカ。音注と『説文』、『晉中興徵祥説』を引用する。

塵 01 ①

塵〈圭攜反平〉

塵 01 ②

麋 <圭撫反。平。>

麋 01 ③

麋 <^(一) 圭撫の反。平。>

麋 01 ④

(一) 不詳『篆隸萬象名義』卷二十三、「麋、之庾反」、『一切經音義』卷第六五、『善美律』第一〇卷「麋麋」「之庾反」、『玉篇』卷二三鹿部「麋」字「之庾切」、『廣韻』卷三「麋」字「之庾切」。「圭」字は「主」のあやまりか。

麋 02 ①

説文曰麋鹿屬也大而一角也

麋 02 ②

『説文』曰、「麋、鹿屬也。大而一角也。」

麋 02 ③

『説文』に曰く、「^(一) 麋は、鹿の屬なり。大にして一角なり。」と。

麋 02 ④

(一) 『説文解字』十篇上・鹿部・麋では、「麋屬。从鹿主聲。」とある。また、『太平御覽』卷九〇六、獸部一八・麋に引く『説文』にみえる。

麋 03 ①

晉中興徵祥説曰興寧九年麋入于東海第麋主也將為天下主之徵後哀帝崩東海王即位

麋 03 ②

『晉中興徵祥説』曰、「興寧[□]元年、麋入于東海第。麋、主也。將為天下主之徵。後哀帝崩、東海王即位。」

麋 03 ③

『晉中興徵祥説』に曰く、「^(一) 興寧九年、麋 東海の第に入る。麋は、主なり。將に天下の主と為らんとするの徵なり。後哀帝崩じ、東海王即位す。」と。

麋 03 ④

(一) 『開元占經』卷一一六、獸咎徵・麋入宮・麋入國に引く『晉中興徵祥説』にみえる。同様の記載が、『晉書』卷二八、五行志・毛蟲之孽や、『宋書』卷三一、五行志・毛蟲之孽にある。

なお、興寧九年という年は存在しない。隆和の次の年號が興寧。

※ 『本邦殘存』史部第一正史類『晉中興書』（何法盛撰）にみえる。『晉中興書』は『隋書』經籍志史部正史類に著録あり（その他『舊唐書』『新唐書』などにもみえる）。何法盛は傳不詳。『宋書』沈約自序によると、宋の孝武帝の時期に奉朝請であった。

一四、麋

【概要】

麋字で立項されているが、引用される文献では「麋」字が用いられているものもある。麋はシカ科の哺乳類でキバノロ。主に字書や經書、史書が引かれており、冒頭に繪一點が載っている。

麋 01 ①

麋 <居筠反平>

麋 01 ②

麋 <居筠反。平。>

麋 01 ③

麋 <^(一) 居筠の反。平。>

麋 01 ④

(一)『玉篇』卷二三鹿部「麋」「几筠切、麋也」、「麋」「同上」、「麋」「籀文」、『篆隸萬象名義』卷二三「麋、居筠反。牝麋」、『一切經音義』卷八八、『釋法琳本傳』第三卷「麟麋」「軌筠反」、『廣韻』卷一「麋」字「居筠切」。



麋 02 ①

麋說文藉文麋字也

麋 02 ②

麋、『說文』「籀文麋字也。」

麋 02 ③

麋、『說文』に「^(一) 籀文は麋字なり。」と。

麋 02 ④

(一)『爾雅』釋獸陸德明音義にみえる。『說文解字』鹿部「麋」には、「麋、麋也。从鹿、困省聲。麋、籀文不省。」とある。

麋 03 ①

爾雅曰麋牡曰麋 <魚禹反> 牝曰麋 <力質反> 其子曰麋 <助據反去>

麋 03 ②

『爾雅』曰、「麋、牡曰麋 <魚禹反。>、牝曰麋 <力質反。>、其子曰麋 <助據反。去。>。」

麋 03 ③

『爾雅』に曰く、「^(一) 麋、牡を麋と曰ひ <^(二) 魚禹の反。>、牝を麋と曰ひ <^(三) 力質の反。>、其の子麋と曰ふなり <^(四) 助據の反。去。>。」と。

麋 03 ④

(一)『爾雅』釋獸に「麋、牡麋、牝麋、其子麋。其跡解、絶有力、豨。」とあり、『太平御覽』卷九〇七、獸部一九・麋にもみえる。

※麋 16 ③も参照。

(二)『爾雅』釋獸陸德明音義「麋、魚矩切。」、『篆隸萬象名義』卷二三「麋、魚禹反。牝」、『玉篇』卷二三、鹿部「牛矩切」、『廣韻』卷一「麋」字「五乎切」。

(三)『經典釋文』第三〇、『爾雅音義』下「麋、音栗」、『篆隸萬象名義』卷二三「麋、力質反。牝」、『玉篇』卷二三、鹿部「麋」字「音瓢」、『廣韻』卷五「麋」字「力質切」。

(四)『爾雅』釋獸陸德明音義「麋、音助」、『篆隸萬象名義』卷二三「麋、鉏據反。子」、『玉篇』

卷二三、鹿部「麋」字「仕居切」、『廣韻』卷三「麋」字「徂古切」。

麋 04 ①

晉中興徵祥說曰咸和六年會秀孝於樂賢堂有麋見於前獲之孫盛曰秀無策試之才孝乏四科之實而皆賓於王庭受言佩飾此尋倫所以攸斲版蕩所以哀傷

麋 04 ②

『晉中興徵祥說』曰、「咸和六年、會秀孝於樂賢堂、有麋見於前、獲之。孫盛曰、『秀無策試之才、孝乏四科之實。而皆賓於王庭、受言佩飾。此尋倫所以攸斲版蕩、所以哀傷。』。」

麋 04 ③

『晉中興徵祥說』に曰く、「^(一)咸和六年、秀孝 樂賢堂に於いて會するに、麋有りて前に見るれば、之を獲る。孫盛曰く、『秀 策試の才無く、孝 四科の實乏し。而れども皆王庭に賓し、言を受け飾を佩ぶ。^(二) 此れ尋倫 攸りて斲れ版蕩する所以、哀傷する所以なり。』。」と。

麋 04 ④

- (一) 『晉書』卷二八、五行志・毛蟲之孽や『宋書』卷三二、五行志・毛蟲之孽に同様の記載がみえる。ただし「而皆賓～」以下は無し。
- (二) 不詳。『尚書』洪範篇や『漢書』卷二七上、五行志に引く『尚書』に、「箕子乃言曰、『我聞在昔、鯀陞洪水、汨陳其五行、帝乃震怒、弗畀洪範九疇、彝倫攸斲。鯀則殛死、禹乃嗣興、乃錫禹洪範九疇、彝倫攸敘。』」とある。
- ※ 『本邦殘存』史部第一正史類『晉中興書』（何法盛撰）にみえる。麋 13 ④参照。

麋 05 ①

毛詩曰、野有死麋〈麋字同〉惡無禮也天下大乱強暴相凌遂成淫風被文王之化雖當乱世猶惡無礼也野有死麋白茅苞之

麋 05 ②

『毛詩』曰、「野有死麋〈麋字同。〉、惡無禮也。天下大亂、強暴相凌、遂成淫風。被文王之化、雖當亂世、猶惡無禮也。」「野有死麋、白茅苞之。」

麋 05 ③

『毛詩』に曰く、「^(一)野に死麋有り〈^(二)麋字同じ。〉、禮無きを惡むなり。天下大亂し、強暴相凌ぎ、遂に淫風を成す。文王の化を被り、亂世に当たると雖も、猶ほ禮無きを惡むなり。」^(三)野に死麋有り、白茅之を苞む。」と。

麋 05 ④

- (一) 『毛詩注疏』國風・召南・野有死麋・序にみえる。
- (二) 『經典釋文』第五・毛詩音義上にみえる。
- (三) 『毛詩注疏』國風・召南・野有死麋にみえる。

麋 06 ①

蕭廣濟孝子傳曰蕭國遭喪有鵠遊其庭至暮而去鵠暮入其門与犬馬旅至旦而去

麋 06 ②

蕭廣濟『孝子傳』曰、「蕭國遭喪。有鵠遊其庭、至暮而去。鵠暮入其門、與犬馬旅、至旦而去。」

麋 06 ③

蕭廣濟『孝子傳』に曰く、「^(一) 蕭國 喪に遭ふ。鵠有りて其の庭に遊び、暮に至りて去る。麋暮れて其の門より入り、犬馬と旅し、旦に至りて去る。」と。

麋 06 ④

(一) 『藝文類聚』 卷九五、獸部下・麋や、『太平御覽』 卷九〇七、獸部一九・麋にみえる。

※ 『本邦殘存』 史部第十雜傳類『蕭廣濟孝子傳』（蕭廣濟撰）にみえる。『孝子傳』は『隋書』 經籍志史部雜傳類に著録あり（その他『舊唐書』『新唐書』などにもみえる）。蕭廣濟は傳未詳。

一五、麋

【概要】

麋はシカ科の哺乳類。麋よりも大きく鹿よりも小さいとされる。字書および『山海經』などの姿かたちに関する記載が主である。

麋 01 ①

麋 <冀雉反上>

麋 01 ②

麋 <冀雉反。上。>

麋 01 ③

麋 <^(一) 冀雉の反。上。>

麋 01 ④

(一) 『篆隸萬象名義』 卷二三「麋、羈雉反。似麋狗脚」、『一切經音義』 卷三八、『舍利佛陀羅尼經』 「麋底」「居雉反」、『玉篇』 卷二三鹿部「麋」字「居履切」、『廣韻』 卷三「麋」字「居履切」。冀雉反は未見。

麋 02 ①

山海經曰女几之山麋郭璞曰似麋而大羴毛狗足

麋 02 ②

『山海經』曰、「女几之山。麋。」郭璞曰、「似獐而大、俛毛狗足。」

麋 02 ③

『山海經』に曰く、「^(一) 女几の山。麋あり。」と。郭璞曰く、「^(二) 獐に似て大、俛毛狗足なり。」と。

麋 02 ④

(一) 『山海經』 中山經にみえる。

(二) 『山海經』 中山經・郭璞注にみえる。なお、『太平御覽』 卷九〇六、獸部一八・麋には、「『山海經』曰、女几之山、有獸多麋 <郭璞曰、麋似麋而大。>。」とある。

麋 03 ①

尔雅曰大麋施毛狗足

麋 03 ②

『爾雅』曰、「大麋。施毛狗足。」

麋 03 ③

『爾雅』に曰く、「^(一) 大麋。施毛狗足なり。」と。

麋 03 ④

(一) 『爾雅』釋獸にみえる。また、『初學記』卷二九、獸部や『太平御覽』卷九〇六、獸部一八・麋にも『爾雅』からとしてある。

麋 04 ①

說文𪔐爲麋字也

麋 04 ②

『說文』亦爲麋字也。

麋 04 ③

『說文』^(一) も亦た麋字と爲すなり。

麋 04 ④

(一) 『說文解字』鹿部「麋」に「麋、大麋也。狗足。从鹿旨聲。麋、或从几。」とある。

麋 05 ①

夏侯曾先會稽記曰上虞蘭亭山葛玄所隱几化為生麋 每鳴即縣令有罪

麋 05 ②

夏侯曾先『會稽記』曰、「上虞蘭亭山、葛玄所隱。几化為生麋。麋每鳴、即縣令有罪。」

麋 05 ③

夏侯曾先『會稽記』に曰く、「^(一) 上虞の蘭亭山は、葛玄の隠るる所なり。几化して生麋と爲る。麋鳴く毎に、即ち縣令罪有り。」と。

麋 05 ④

(一) 『獨異志』巻中に「上虞蘭室山、葛玄所隱之處。有隱几化為鹿。鹿鳴、即縣令有罪。」と、『太平寰宇記』卷九六、餘姚縣に「蘭苧山、『會稽録』云、「昔葛元隱于蘭苧山、後于此仙去、所隱几化為生鹿而去。此山今有素鹿三脚。此鹿若鳴、官必有殿黜。」とある。なお、『太平寰宇記』卷九六、會稽縣に「若耶山在縣東南四十四里、昔葛元道成所隱、桐几化成白鹿、三足兩頭更食。山下有潭、潭旁有名石、時人謂之葛仙公石。」、『太平御覽』卷七一〇、服用部一二・几に『會稽典録』曰、「葛仙公憑白桐几、學數十年、白日登仙、几化為白虎三脚兩頭、徃徃人見之。」とある。本文の「生麋」の「生」字は「白」字の誤りか。

※ 『本邦殘存』史部第一一地理類『會稽記』（夏侯曾先撰）に見える。『隋書』『舊唐書』『新唐書』に著録なし。

一六、鹿

【概要】

シカ科の哺乳類。字書や緯書の記載を主に引き、他の鹿関連の項目に比べると瑞祥に関する記述が多い。

鹿 01 ①

鹿 <力木反入>

鹿 01 ②

鹿 <力木反。入>

鹿 01 ③

鹿 <^(一) 力木の反。入。>

鹿 01 ④

(一) 『篆隸萬象名義』 卷二三「鹿、力木反」、『玉篇』 卷二三鹿部「鹿」字「力木切」、『廣韻』 卷五「鹿」字「盧谷切」。

鹿 02 ①

爾雅曰鹿牡麇 <柯瑕反平>、牝麇 <於牛反平> 其子麇 <莫鷄反平> 其跡速絕有力麇 <肩年反平>

鹿 02 ②

『爾雅』 曰、「鹿、牡麇 <柯瑕反。平。>、牝麇 <於牛反。平。>、其子麇 <莫鷄反。平。>、其跡速、絕有力麇 <肩年反。平。>。」

鹿 02 ③

『爾雅』 に曰く、「^(一) 鹿、牡は麇 <^(二) 柯瑕の反。平。>、牝は麇 <^(三) 於牛の反。平。>、其の子は麇 <^(四) 莫鷄の反。平。>、其の跡は速、絶にして力有るは麇 <^(五) 肩年の反。平。>。」と。

鹿 02 ④

- (一) 『爾雅』 釋獸にみえる。また『初學記』 卷二九、獸部・鹿や『太平御覽』 卷九〇六、獸部一八・鹿に引く『爾雅』 にある。
- (二) 『篆隸萬象名義』 卷二三「麇、柯瑕反。鹿牡。」、『爾雅』 釋獸陸德明音義「麇、音加」、『玉篇』 卷二三鹿部「麇」字、「古瑕切」、『廣韻』 卷二「麇」字「古牙切」。
- (三) 『篆隸萬象名義』 卷二三「麇、牝牛反。牝鹿。」、『爾雅』 釋獸陸德明音義「麇、於牛反」、『玉篇』 卷二三鹿部「麇」字「於尤切」、『廣韻』 卷二「麇」字「於求切」。
- (四) 『一切經音義』 卷八、『密迹金剛力士經』 第一卷「麇鹿」「亦作麇、莫鷄反」、『篆隸萬象名義』 卷二三、「麇、莫雞反。子也。」、『爾雅』 釋獸陸德明音義「麇、音迷」、『玉篇』 卷二三鹿部「麇」字「力木切」、『廣韻』 卷一「麇」字「莫兮切」。
- (五) 『篆隸萬象名義』 卷二三「媿、麗、午年反。有力也。」、『爾雅』 釋獸陸德明音義「媿、音堅」、『玉篇』 卷二三鹿部「媿」字「古田切」、『廣韻』 卷二「媿」字「古賢切」。

鹿 03 ①

易通卦驗曰鹿者獸中陽也獸者陰貴臣之象鹿應陰解角者也夏至大陽始屈除氣始升陰陽相向君臣之象兮今失節不解臣不承君之象故為貴臣作姦也

鹿 03 ②

『易通卦驗』 曰、「鹿者、獸中陽也。獸者陰、貴臣之象、鹿應陰解角者也。夏至大陽始屈、陰氣始升、陰陽相向、君臣之象。今失節不解、臣不承君之象。故為貴臣作姦也。」

鹿 03 ③

『易通卦驗』に曰く、「^(一) 鹿は、獸中の陽なり。獸は陰にして、貴臣の象なり、鹿 陰に應じて角を解く者なり。夏至に大陽始めて屈し、陰氣始めて升起、陰陽相向かふは、君臣の象なり。今節を失ひて解かざるは、臣 君を承げざるの象なり。故に貴臣奸を作すと爲すなり。」と。

鹿 03 ④

(一) 『開元占經』 卷一一六、獸咎徵・候鹿解角および『太平御覽』 卷二三、時序部八・夏至に引く『易通卦驗』にみえる。

※ 『本邦殘存』 經部第六緯書類『易通卦驗』(後漢・鄭玄注)にも記載有り。

鹿 04 ①

瑞應圖曰白鹿王者仁明則來又王者惠及下則白鹿至又曰德至鳥獸則白鹿見君乘水而王其政平則北海輸白鹿

鹿 04 ②

『瑞應圖』曰、「白鹿、王者仁明則來。」又、「王者惠及下則白鹿至。」又曰、「德至鳥獸則白鹿見。」「君乘水而王、其政平則北海輸白鹿。」

鹿 04 ③

『瑞應圖』に曰く、「^(一) 白鹿、王者仁明なれば則ち來たる。」と。又、「^(二) 王者の惠下に及べば則ち白鹿至る。」と。又曰く、「^(三) 德 鳥獸に至れば則ち白鹿見る。」と。「^(四) 君 水に乗じて王たり、其の政平らかなれば則ち北海 白鹿を輸す。」と。

鹿 04 ④

(一) 『開元占經』 卷一一六、獸休徵・白鹿に「『天鏡』曰、「王者仁明則白鹿至。」とある。

(二) 『藝文類聚』 卷九九、祥瑞部下・白鹿に引く『瑞應圖』にみえる。また、『宋書』 卷二八、符瑞志や、『魏書』 卷一一二下、靈徵志・白鹿・麋に同様の記載あり。

(三) 『藝文類聚』 卷九九、祥瑞部下・白鹿や『開元占經』 卷一一六、獸休徵・白鹿に引く『瑞應圖』にみえる。

(四) 『藝文類聚』 卷九九、祥瑞部下・白鹿および『開元占經』 卷一一六、獸休徵・白鹿に引く『禮斗威儀』にも同様の記載あり。

※ 『本邦殘存』 子部第一三五行類『瑞應圖』(孫柔之撰)にみえる。

※ 【參考資料】『太平御覽』 卷八七二、休徵部一・日

『禮斗威儀』曰、「君承土而王、其政太平、則日五色無主。」宋均曰、『五行之色、不主於一也。』又曰、「君承木而王、其政昇平、則黃中而青暈。乘火而王、則黃中而赤暈、乘金而王、則黃中而白暈。乘水而王、則黃中而玄暈。」

鹿 05 ①

魏略曰文帝欲受禪郡國奏白鹿十九見

鹿 05 ②

『魏略』曰、「文帝欲受禪、郡國奏白鹿十九見。」

鹿 05 ③

『魏略』に曰く、「^(一) 文帝 禪を受けんと欲し、郡國 白鹿十九見ると奏す。」と。

鹿 05 ④

(一)『藝文類聚』卷九九、祥瑞部下・白鹿にみえる。

※麋 04 に同様の記載がみえる。

鹿 06 ①

国語曰周穆王征犬戎得四白鹿

鹿 06 ②

『国語』曰、「周穆王征犬戎、得四白鹿。」

鹿 06 ③

『国語』に曰く、「^(一) 周穆王は犬戎を征たんとし、四白鹿を得たり。」と。

鹿 06 ④

(一)『国語』卷一、周語上にみえる。『藝文類聚』卷九五、獸部下・鹿、『太平御覽』卷九〇六、獸部一八・鹿に引く『国語』にも同様の記載あり。

鹿 07 ①

抱朴子曰鹿壽千歳滿五百歳則其色白

鹿 07 ②

『抱朴子』曰、「鹿壽千歳。滿五百歳、則其色白。」

鹿 07 ③

『抱朴子』に曰く、「^(一) 鹿は壽千歳なり。五百歳に滿つれば、則ち其の色白し。」と。

鹿 07 ④

(一)『抱朴子』内篇卷三、對俗にみえる。『藝文類聚』卷九五、獸部下・鹿、『初學記』卷二九、獸部・鹿、『史記』司馬相如列傳「子虚賦」「轄白鹿、捷狡兔」箇所『史記正義』、『太平御覽』卷九〇六、獸部一八・鹿に引く『抱朴子』にも同様の記載あり。

鹿 08 ①

神仙傳曰魯女生者餌木絶穀入冀山後故人逢女生乘白鹿從玉女數十人

鹿 08 ②

『神仙傳』曰、「魯女生者、餌[□]木絶穀、入冀山。後故人逢女生乘白鹿、從玉女數十人。」

鹿 08 ③

『神仙傳』に曰く、「^(一) 魯の女生は、木を餌らひ穀を絶ち、冀山に入る。後に故人 女生の白鹿に乗り、玉女數十人を從ふるに逢ふ。」と。

鹿 08 ④

(一)『神仙傳』卷一〇「魯女生」にみえる。『藝文類聚』卷九五、獸部下・鹿や『太平御覽』卷九〇六、獸部一八・鹿に引く『神仙傳』にもみえる。

鹿 09 ①

論衡曰漢楚王築宮樓未成鹿走上階其後果薨也

鹿 09 ②

『論衡』曰、「漢楚王築宮樓。未成、鹿走上階。其後果薨也。」

鹿 09 ③

『論衡』に曰く、「^(一) 漢の楚王 宮樓を築く。未だ成らずして、鹿 上階を走る。其の后果たして蕤るなり。」と。

鹿 09 ④

(一) 『論衡』 卷一六・遭虎篇にみえる。開元占經』 卷一一六、獸咎徵・鹿入宮に引く『論衡』にもみえる。

鹿 10 ①

兵書曰入軍營ゝ空宜移入家兵行流血

鹿 10 ②

『兵書』曰、「入軍營、營空。宜移。入家、兵行流血。」

鹿 10 ③

『兵書』に曰く、「^(一) 軍營に入れば、營空し。宜しく移るべし。家に入れば、兵行はれ流血す。」と。

鹿 10 ④

(一) 不詳。

※ 『本邦殘存』 子部第十兵家類 『太公兵法』 にみえる。

【参考資料】

『武經總要』 後集・卷之十八・行軍災異雜占に「又云虎豹熊入軍營中者。及傷害人者主大賊至麋鹿之類入軍營者皆主營空。急移營吉。軍行營幕已成。忽有虎從外入。我營走過軍中者急移必敗。」とある。

鹿 11 ①

吳薛綜白鹿頌曰皎々白鹿體質馴良其色皓曜如鴻如霜武不觝觸仁不擇兵在樂思舊鳴我友朋君子作歌垂之篇章太平之期休祥無強

鹿 11 ②

吳薛綜「白鹿頌」曰、「皎皎[□]白鹿、體質馴良。其色皓曜、如鴻如霜。武不觝觸、仁不擇兵。在樂思舊、鳴我友朋。君子作歌、垂之篇章。太平之期、休祥無強。」

鹿 11 ③

吳薛綜「白鹿頌」に曰く、「^(一) 皎皎たる白鹿、體質馴良たり。其の色皓曜として、鴻の如く霜の如し。武にして觸に觝れず、仁にして兵を擇ばず。樂に在れば舊を思ひ、鳴くは我が友朋なり。君子 歌を作し、之を篇章に垂る。太平の期なれば、休祥 ^{かぎり} 強無し。」と。

鹿 11 ④

(一) 『初學記』 卷二九、獸部・鹿にみえる。「良」「霜」「章」「強」は押韻。武不觝～以下は、『初學記』に取られていないが、「白鹿頌」と考えてよいだろう（『天地瑞祥志』第十八の烏で薛綜「赤烏頌」が引かれている）。觸字は該當箇所が他の文獻では引用されないため不詳。

一七、𦍋

【概要】

𦍋はシカ科の哺乳類。音注と『瑞應圖』の記述のみ。

𦍋 01 ①

𦍋 <之羊反平>

𦍋 01 ②

𦍋 <之羊反。平。>

𦍋 01 ③

𦍋 <^(一)之羊の反。平。>

𦍋 01 ④

(一)『玉篇』卷二三鹿部「𦍋」字「之羊切」、『篆隸萬象名義』卷二三「𦍋、之羊反。𦍋。」、『廣韻』卷二「𦍋」字「諸良切」。

𦍋 02 ①

瑞應圖曰白𦍋王者德茂則見又王者刑理則至

𦍋 02 ②

『瑞應圖』曰、「白𦍋、王者德茂則見。」又「王者刑理則至。」

𦍋 02 ③

『瑞應圖』に曰く、「^(一)白𦍋、王者の徳茂れば則ち見る。」と。又「^(二)王者は刑理まれば則ち至る。」と。

𦍋 02 ④

(一)『開元占經』卷一一六、獸休徴・白𦍋に引く『瑞應圖』に同様の記載あり。

(二)『宋書』卷二八、符瑞志に同様の記載あり。

※『本邦殘存』子部第一三五行類『瑞應圖』（孫柔之撰）にみえる。

一八、駿牙

【概要】

引用は音注と『史記』のみ。『史記』によれば、「駿牙」は「騶牙」の誤りだが、音注は「駿」字のものを採用している。

駿牙 01 ①

駿牙 <子佺反去雅加反平>

駿牙 01 ②

駿牙 <子佺反。去。雅加反。平。>

駿牙 01 ③

駿牙 <^(一) 子尙の反。去。雅加の反。平。>

駿牙 01 ④

(一) 「駿」は、『玉篇』卷二三馬部「駿」字「子尙切」、『篆隸萬象名義』卷二三「駿、子尙反。速也。」、
『廣韻』卷四「駿」字「子峻切」。「牙」は、『一切經音義』卷第三六 一字頂輪王經第一
卷「牙頷」に「上、雅加反」、『篆隸萬象名義』卷五「牙」字「牙、魚加反。爪牙也」、『玉
篇』卷五牙部「牙」字「牛加切」、『廣韻』卷二「牙」字「五加切」。

※ 「驪」字は『玉篇』卷二三、馬部「驪」字「側留切」、『廣韻』卷二「驪」字「側鳩切」。

駿牙 02 ①

史記曰建章宮後閣有出其狀似麋其齒前後一齊等無牙故謂駿牙也東方朔曰遠方當來歸義而駿牙
先見其後一年匈奴混屯王果十萬衆來降

駿牙 02 ②

『史記』曰、「建章宮後閣有出。其狀似麋。其齒前後一、齊等無牙、故謂驪牙也。東方朔曰、
遠方當來歸義。而驪牙先見。其後一年、匈奴混屯王果十萬衆來降。」

駿牙 02 ③

『史記』に曰く、「^(一)建章宮の後閣に出づる有り。其の狀麋に似たり。其の齒前後一のごとく、
齊等にして牙無し、故に驪牙と謂ふなり。」と。東方朔曰く、「遠方當に來たりて義に歸すべし。
而^{すなは}ち驪牙先づ見る。」と。其の後一年、匈奴の混屯王果たして十萬の衆の來たりて降る。」と。

駿牙 02 ④

(一) 『史記』卷一二六、滑稽列傳・東方朔傳にみえる。

(山崎藍)

四一、鼠

【概要】

冒頭部分に圖像が残る。個別の鼠の圖像のみならず、樹木に上る鼠の圖像が附される點が、
他の圖像の残る箇所と異なっている。類書からの孫引きと思われる引用、『漢書』五行志から
の引用、占辭からなる。また巻頭目録で服翼附見と割注にあるように、服翼(コウモリ)に關
する記述も末尾に附されている。

鼠 01 ①

鼠 <舒舉反上>

鼠 01 ②

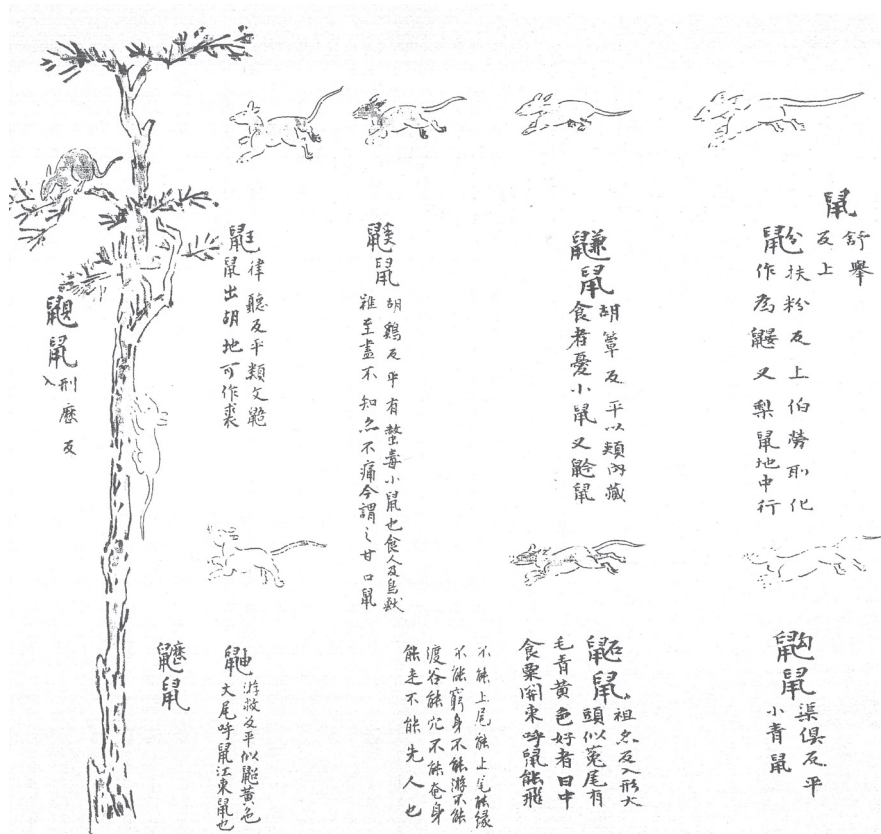
鼠 <舒舉反。上。>

鼠 01 ③

鼠 <^(一) 舒舉の反。上。>

鼠 01 ④

(一) 『玉篇』卷二五鼠部「鼠」字「式與切」。『廣韻』卷三「鼠」字「舒呂切」。



鼠 02 ①

1. 鼯 〔扶粉反上伯勞所化作爲鼯又犁鼠地中行〕
2. 鼯鼠 〔渠俱反平小青鼠〕
3. 鼯鼠 〔胡簞反平以頰內藏食者憂小鼠又鼯鼠〕
4. 鼯鼠 〔祖亦反入形大頭似菟尾有毛青黃色好者日中食粟關東呼鼠能飛不能上尾能上尾能緣不能窮身不能游不能渡谷能穴不能奄身能走不能先人也〕
5. 鼯鼠 〔胡鷄反平有螫毒小鼠也食人及鳥獸雖至盡不知灸不痛今謂之甘口鼠〕
6. 鼯鼠 〔律聽反平類文鼯鼠出胡地可作裘〕
7. 鼯鼠 〔游救反平似鼯黃色大尾呼鼠江東鼠也〕
8. 鼯鼠
9. 鼯鼠 〔刑歷反入〕

鼠 02 ②

1. 鼯鼠 〔扶粉反。上。伯勞所化。作爲鼯。又犁鼠。地中行。〕
2. 鼯鼠 〔渠俱反。平。小青鼠。〕
3. 鼯鼠 〔胡簞反。平。以頰內藏。食者憂。小鼠又鼯鼠。〕
4. 鼯鼠 〔祖亦反。入。形大、頭似菟。尾有毛、青黃色。好在田中食粟。關西呼鼯。能飛、不能過屋（上尾）。能緣、不能窮木、（不）能游、不能渡谷。能穴、不能奄身。能走、不能先人也。〕
5. 鼯鼠 〔胡鷄反。平。有螫毒。小鼠也。食人及鳥獸。雖至盡不知、亦不痛。今謂之甘口鼠。〕
6. 鼯鼠 〔律聽反。平。豹文。鼯鼠。出胡地。可作裘。〕
7. 鼯鼠 〔游救反。平。似鼯、黃色大尾。呼鼯、江東鼠也。〕

8. 鼯鼠

9. 鼯鼠〈刑歴反。入。〉

鼠 02 ③

(一)

1. 鼯鼠^(二)扶粉の反。上。^(三)伯勞の化する所なり。作りて鼯と爲す。又た犁鼠なり。地中を行く。〉
2. 鼯鼠^(四)渠俱の反。平。小さき鼯鼠なり。〉
3. 鼯鼠^(五)胡篔の反。平。頬を以て内に藏す。食らふ者は憂。小さき鼠にして又た鼯鼠なり。〉
4. 鼯鼠^(六)祖亦の反。入。形大にして、頭 菟に似たり。尾に毛有りて、青黄色なり。好みて田中に在りて粟を食らふ。關西 鼯と呼ぶ。^(七)能く飛ぶも、屋を過ぐる能はず。能く縁るも、木を窮むること能はず。能く遊ぶも、谷を渡ること能はず。能く穴するも、身を奄すこと能はず。能く走るも、人に先んずる能はざるなり。〉
5. 鼯鼠^(八)胡鷄の反。平。螫毒有り。^(九)小鼠なり。^(一〇)人及び鳥獸を食らふ。至ると雖も盡く知らず^(一一)、亦た痛からず。^(一二)今 之を甘口鼠と謂ふ。〉
6. 鼯鼠^(一三)律聽の反。平。豹の文。^(一四)鼯鼠。胡地に出づ。裘を作るべし。〉
7. 鼯鼠^(一五)游救の反。平。鼯に似て、黄色大尾なり。鼯と呼ぶは、江東の鼠なり。〉
8. ^(一六)鼯鼠
9. 鼯鼠^(一七)刑歴の反。入。〉

鼠 02 ④

- (一) 以下、見出語および注の一部は『爾雅』釋獸にみえる。また『藝文類聚』卷九五、獸部・鼠、『太平御覽』卷九一一、獸部・鼠所引『爾雅』にもみえる。
- (二) 『玉篇』卷二五鼠部「鼯」字「扶粉切」、『廣韻』卷一「鼯」字「符分切」。
- (三) 「伯勞所化」、『爾雅』になし。『說文解字』鼠部鼯にみえる。
- (四) 『玉篇』卷二五鼠部「鼯」字「巨于切」、『廣韻』卷一「鼯」字「其俱切」。
- (五) 『玉篇』卷二五鼠部「鼯」字「胡篔切」、『廣韻』卷三「鼯」字「胡忝切」。
- (六) 『玉篇』卷二五鼠部「鼯」字「市亦切」、『廣韻』卷五「鼯」字「常隻切」。
- (七) 以下の文は、『說文解字』鼠部鼯にみえる。『藝文類聚』卷九五、獸部・鼠所引『說文』にもほぼ同文あり。
- (八) 『玉篇』卷二五鼠部「鼯」字「下雞切」、『廣韻』卷一「鼯」字「胡雞切」。
- (九) 小鼠の説明は『說文解字』鼠部鼯にあり。
- (一〇) 以下の説明は「雖至盡不知」の五字をのぞき『玉篇』卷二五鼠部「鼯」にあり。
- (一一) 後代の文献になるが『證類本草』卷二一鼯鼠の記述に「『爾雅』云、有蟲毒、食人、至盡不知。」とあり。
- (一二) 「甘口鼠」の説明は、宋鄭樵注『爾雅』にあり。
- (一三) 鼯字は、字書等に存在を確認できない。韻母の一致と、「類文」を「豹文」の訛だとした上で、「鼯」字と解釋した。『爾雅』「漢武帝時有此鼠、文如豹、終軍識之、賜絹百疋」。『藝文類聚』卷九五、獸部・鼠所引『爾雅』「豹文鼯鼠〈漢武時得此鼠。終軍知之、賜帛百疋、文綵如豹〉」。『玉篇』卷二五鼠部「鼯」字「徒廳切」、『廣韻』卷二「鼯」字「特丁切」。

(一四) ここの鼯鼠はあやまって注文に入っていて、もとは見出しだったか。ただ、注となるべき「出胡地。可作裘。」は『説文解字』鼠部鼯字の説明。『藝文類聚』卷九五、獸部・鼠所引『説文』は、鼯の説明にする。

(一五) 『玉篇』卷二五鼠部「鼯」字「弋救切」、『廣韻』卷四「鼯」字「余救切」。

(一六) 「鼯」字、『玉篇』、『廣韻』とも掲載なし。

(一七) 「鼯」字は、『爾雅』阮元の校勘記では、「鼯」が正しいとする。「鼯」字は『玉篇』、『廣韻』とも掲載なし。『玉篇』卷二五鼠部「鼯」字「吉役切」、『廣韻』卷五「鼯」字「都歴切」および「古閔切」

鼠 03 ①

礼記曰季春田鼠化為鴽鄭玄曰鴽牟母也野王謂之鴽也失節不化不正之也

鼠 03 ②

『禮記』曰、「季春、田鼠化為鴽。鄭玄曰、「鴽、牟母也。」野王、「謂之鴽也。」失節不化不正。之也。>」

鼠 03 ③

『禮記』に曰く、「^(一) 季春、田鼠化して鴽みふうずらと爲る。鄭玄曰く、「鴽は、牟母なり。」と。野王、「^(二) 之を鴽と謂ふなり。」と。^(三) 節を失ひて化さざるは正しからざればなり。之なり。>」と。

鼠 03 ④

- (一) 『禮記』月令にみえる。
- (二) 顧野王『玉篇』卷二四鳥部「鴽、鴽也。」とみえる。
- (三) 出處不詳。

鼠 04 ①

易通朴^[1] 驗曰鼠者居土而藏夜行晝伏姦人之象也

[1] 傍書「卦坎」。

鼠 04 ②

『易通卦驗』曰、「鼠者、居土而藏。夜行晝伏。姦人之象也。」

鼠 04 ③

『易通卦驗』に曰く、「^(一) 鼠は、土に居りて藏る。夜行き晝伏す。姦人の象なり。」

鼠 04 ④

(一) 他にみえず。『本邦殘存』經部第六緯書類に収録あり。

鼠 05 ①

毛詩曰相鼠刺無禮也衛文公刺不承先君之禮儀也

鼠 05 ②

『毛詩』曰、「相鼠刺無禮也。衛文公刺不承先君之禮儀也。」

鼠 05 ③

『毛詩』に曰く、「^(一) 相鼠は無禮そしを刺るなり。衛文公 先君の禮儀を承そしげざるを刺るなり。」と。

鼠 05 ④

(一)『毛詩』鄘風「相鼠」毛序にみえる。『藝文類聚』卷九五、獸部・鼠は『毛詩』からとして、『太平御覽』卷九一一、獸部・鼠は『詩』からとして引用あり。他『太平御覽』では、卷五二二、禮儀部・舒禮（『毛詩』國風）と、卷六一〇、學部・禮（『詩』）にも引用あり。

鼠 06 ①

玄中記曰百歲鼠化為神〈淮南萬畢術曰家有巫鼠被髮向北呪曰老鼠不祥退自受其殃也又取狐目狸腦塗其穴即吉也〉

鼠 06 ②

『玄中記』曰、「百歲鼠化為神。」〈『淮南萬畢術』曰、「家有巫鼠、被髮、向北呪曰、『老鼠不祥、退、自受其殃也。』又取狐目・狸腦、塗其穴、即吉也。」〉

鼠 06 ③

『玄中記』に曰く、「^(一)百歳の鼠 化して神と爲る。」と。〈『淮南萬畢術』に曰く、「^(二)家に巫鼠有れば、被髮して、北に向ひて呪して曰く、『老鼠よ祥からず、退きて、自ら其の殃を受けよ。』と。又た狐の目・狸の腦を取りて、其の穴に塗れば、即ち吉なり。」と。〉

鼠 06 ④

(一)『太平御覽』卷九一一、畜獸部・鼠所引『玄中記』にみえる。

(二)『藝文類聚』卷九五、獸部・鼠所引『淮南子萬畢術』、『太平御覽』卷九一一、畜獸部・鼠所引『淮南萬畢術』にみえる。『太平御覽』所引の文の注「以塗鼠穴、即去。／夜有巫、髮北向、禹步、呪曰、「老鼠不祥、過、自受其殃。」が一部違う文字となって本文に入っている。また、『淮南萬畢術』は類書において『玄中記』の注として引用されているわけではない。

鼠 07 ①

漢書五行志曰成公七年正月鼯鼠食郊牛角〈師古曰小鼠也即今所謂甘口鼠也〉政卜牛又食其角劉向以為近青祥爰牛甑也〈其由在人貌篇之也〉不敬之所致也昔周公制禮樂成周道故成王命魯郊天地以尊周公至成公時三家始顛政魯將從此衰天愍周公之德痛其將有敗亡之甑故於郊祭而見或云鼠小蟲性盜竊牛大畜祭天尊物也角兵象在上君威也季氏乃陪臣盜竊之人將執國命以傷君威而害周公之禮也改卜牛又食其角天重語之也其後三家遂昭公卒死於外幾絕周公之祀也董仲舒以為諸鼠食郊牛皆養牲不謹也京房易傳曰祭天不順厥妖鼯鼠齧郊牛角也

鼠 07 ②

『漢書』五行志曰、「成公七年、「正月、鼯鼠食郊牛角〈師古曰、「小鼠也。即今所謂甘口鼠也。」〉。改卜牛、又食其角。」劉向以為近青祥、亦牛禍也。〈其由在人貌篇。之也。〉不敬之所致也。昔周公制禮樂、成周道。故成王命魯郊祀天地、以尊周公。至成公時、三家始顛政、魯將從此衰。天愍周公之德、痛其將有敗亡之禍、故於郊祭而見戒云。鼠、小蟲。性盜竊。牛、大畜、祭天尊物也。角、兵象。在上、君威也。季氏乃陪臣盜竊之人、將執國命以傷君威、而害周公之禮也。改卜牛、又食其角、天重語之也。其後三家逐昭公、卒死於外、幾絕周公之祀也。董仲舒以為、諸鼠食郊牛、皆養牲不謹也。京房『易傳』曰、「祭天不順、厥妖鼯鼠齧郊牛角也。」

鼠 07 ③

『漢書』五行志に曰く、「^(一)成公七年、「正月、鼯鼠郊牛の角を食らふ〈師古曰く、「小さき鼠なり。」

即ち今の所謂甘口鼠なり。」と。改めて牛をトし、又た其の角を食らふ。」と。劉向以爲らく青祥に近し、亦た牛禍なり。〈其の由は人貌篇に在り。之なり。〉不敬の致す所なり。昔周公禮樂を制し、周の道を成す。故に成王 魯に命じて天地を郊祀せしめ、以て周公を尊ぶ。成公の時に至りて、三家始めて政を顛らにし、魯將に此従り衰ふ。天 周公の徳を愍れみ、其の將に敗亡の禍有らんとするを痛み、故に郊祭に於て戒めを見はして云ふ。鼠は、小蟲なり、性盜竊なり。牛は、大畜なり、天を祭る尊物なり。角は、兵の象。上に在るは、君の威なり。季氏は乃ち陪臣にして盜竊の人、將に國命を執りて以て君威を傷つけ、周公の禮を害はんとするなり。改めて牛をトし、又た其の角を食らふは、天重ねて之を語ぐるなり。其の後三家 昭公を逐ひ、卒に外に死し、幾ど周公の祀を絶つなり。董仲舒以爲らく、諸鼠郊牛を食らふは、皆性を養ひて謹まざるなり。京房『易傳』に曰く、「天を祭りて順ならず、厥の妖 鼯鼠 郊牛の角を齧るなり。」と。

鼠 07 ④

(一)『春秋』成公七年の經文を『漢書』卷二七中之上、五行志が取り上げたもの。青眚青祥の災異に相當。顔師古注は當該箇所にあるもの。以下鼠 11 まで『漢書』五行志からの引用。

鼠 08 ①

定公十五年正月鼯鼠食郊牛 死劉向以爲定公知季氏遂昭公臯惡如彼親用孔子而反用季桓子淫於女樂而退孔子無道其矣〈師古曰桓子季平子之子季孫斯之是也〉詩曰人而亡儀不死何爲〈師古曰衛詩相鼠之篇也無儀无礼義也〉是歲五月定公薨牛死之應也京房易傳曰子不子不子鼠食其郊牛

鼠 08 ②

定公十五年「正月、鼯鼠食郊牛。牛死。」劉向以爲、定公知季氏遂昭公、罪惡如彼、親用孔子而反用季桓子。淫於女樂而退孔子、無道甚矣。〈師古曰、「桓子、季平子之子季孫斯。」之是也。〉『詩』曰、「人而亡儀、不死何爲〈師古曰、「衛詩「相鼠」之篇也。無儀、無禮義也。〉。」是歲五月、定公薨、牛死之應也。京房『易傳』曰、「子不子（不子）、鼠食其郊牛。」

鼠 08 ③

(一) 定公十五年「正月、鼯鼠 郊牛を食らふ。牛死す。」と。劉向以爲らく、定公 季氏の昭公を逐ふを知り、罪惡彼の如く、親しく孔子を用ふるも、反りて季桓子を用ふ。女樂に淫して孔子を退け、道無きこと甚だし〈師古曰く、「桓子は、季平子の子季孫斯なり。」と。之是れなり。〉と。『詩』に曰く、「人にして儀亡ければ、死せずして何をか爲さん〈師古曰く、「衛詩「相鼠」の篇なり。無儀は、禮義無きなり。」と。〉。」是の歲五月、定公薨ずるは、牛死するの應なり。京房『易傳』に曰く、「子 子たらざれば、鼠 其の郊牛を食らふ。」と。

鼠 08 ④

(一)『漢書』卷二七中之上、五行志にみえる。青眚青祥の災異に相當。顔師古の注は當該箇所にあるもの。定公十五年の災異の記述は、『春秋左氏傳』、『公羊傳』、『穀梁傳』ともみえる。

鼠 09 ①

哀公元年正月鼯鼠食郊牛劉向以爲哀公年少不親見昭公之事故見敗亡之異而已哀不寤身奔於奧此其郊也

鼠 09 ②

哀公元年「正月、鼯鼠食郊牛。」劉向以爲、哀公年少、不親見昭公之事、故見敗亡之異。已而哀不悟、身奔於粵。此其効也。

鼠 09 ③

(一) 哀公元年「正月、鼯鼠 郊牛を食らふ。」と。劉向以爲らく、哀公年少にして、昭公の事を親見せず、故に敗亡の異^{あらは}を見ず。已にして哀 悟らず、身 粵に奔る。此れ其の効なり。

鼠 09 ④

(一) 『漢書』卷二七中之上、五行志にみえる。青眚青祥の災異に相當。哀公元年の災異の記述は、『春秋左氏傳』、『公羊傳』、『穀梁傳』ともみえる。

鼠 10 ①

昭帝元年九月燕有黃鼠銜其尾舞王宮端門中〈師古曰宮之正門也〉王往視之舞如故王使吏以酒脯禮舞不休一日一夜死近黃祥也〈其由在人思心篇〉時燕刺王旦謀及將死之象也其月發覺伏辜京房易傳曰誅不原情厥妖鼠舞門也〈百廿占曰儻國門有亡舞於庭有誅死舞於市朝有大喪舞於道中及邑門外有火及兵也〉

鼠 10 ②

昭帝元鳳元年九月、燕有黃鼠、銜其尾、舞王宮端門中〈師古曰、「宮之正門也。」〉。王往視之、舞如故。王使吏以酒・脯禮、舞不休。一日一夜死。近黃祥也。〈其由在人思心篇。〉時燕刺王旦謀反將死之象也。其月、發覺伏辜。京房『易傳』曰、「誅不原情、厥妖鼠舞門也。」〈『百廿占』曰、「儻國門、有亡。舞於庭、有誅死。舞於市朝、有大喪。舞於道中及邑門外、有火及兵也。」〉

鼠 10 ③

(一) 昭帝元鳳元年九月、燕に黃鼠有り、其の尾を^{くは}銜へ、王宮端門中に舞ふ〈師古曰く、「宮の正門なり。」と。〉。王往きて之を視れば、舞ふこと故の如し。王 吏をして酒・脯を以て禮せしむるも、舞ひて休まず。一日一夜にして死せり。黃祥に近きなり。〈其の由は人思心篇に在り。〉時に燕の刺王旦謀反し將に死せんとするの象なり。其の月、發覺して辜に伏す。京房『易傳』に曰く、「誅して情を^{らつ}原ねざれば、厥の妖 鼠 門に舞ふなり。」と。〈『百廿占』に曰く、「^(二)國門に儻へば、亡有り。庭に舞へば、誅死する有り。市朝に舞へば、大喪有り。道中及び邑門の外に舞へば、火及び兵有るなり。」と。〉

鼠 10 ④

(一) 『漢書』卷二七中之上、五行志にみえる。青眚青祥の災異に相當。顏師古注は當該箇所のもの。他の注は『漢書』五行志になし。
(二) 類似した内容の一部が『藝文類聚』卷九五、獸部・鼠および『太平御覽』卷九一一、獸部・鼠所引京房『易飛侯』にみえる。

鼠 11 ①

成帝建始四年九月長安城南有鼠銜黃蒿柏葉上民家柏及榆樹上為巢桐柏尤多〈師古曰桐柏本亭名衛思后於其地葬也〉巢中無子皆有乾鼠矢數十時議臣以為恐有水交鼠盜竊小虫夜出晝匿今正晝去穴而登木象賤人將居顯貴之位也桐柏衛思后園所在也其後趙皇后自微賤登至尊興衛舌同類趙后終無子而為害也明年有戴焚巢殺子之異天象仍見甚可畏也一曰皆王莽¹⁾竊位之象京房易傳曰臣

私祿罔辟厥妖巢〈李奇曰辟君也擅私爵祿誣囚其君之也〉

[1] 尊經閣本は、上部に「白鼠事」の書き入れあり。

鼠 11 ②

成帝建始四年九月、長安城南有鼠、銜黃蒿・柏葉、上民冢柏及榆樹上爲巢、桐柏尤多。〈師古曰、「桐柏、本亭名。衛思后於其地葬也。」〉巢中無子、皆有乾鼠矢數十。時議臣以爲恐有水災。鼠、盜竊小蟲、夜出晝匿。今正晝去穴而登木、象賤人將居顯貴之位也。桐柏、衛思后園所在也。其後、趙皇后自微賤登至尊、與衛后同類。趙后終無子而爲害也。明年、有鳶焚巢、殺子之異。天象仍見、甚可畏也。一曰、皆王莽竊位之象。京房『易傳』曰、「臣私祿罔辟、厥妖鼠巢〈李奇曰、「辟、君也。擅私爵祿、誣罔其君。」之也。〉」

鼠 11 ③

(一) 成帝建始四年九月、長安城南に鼠有り、黃蒿・柏葉を銜へ、民の冢の柏及び榆の樹上に上りて巢を爲り、桐柏尤も多し。〈師古曰く、「桐柏は、本亭の名なり。衛思后其の地に於て葬らるるなり。」と。〉巢中に子無く、皆乾鼠の矢數十有り。時に議臣以爲らく恐らく水災有らんと。鼠は、盜竊の小蟲、夜出でて晝匿る。今正に晝に穴を去りて木に登るは、象 賤人の將に顯貴の位に居らんとするなり。桐柏は、衛思后の園の在る所なり。其の後、趙皇后微賤自ら至尊に登り、衛后と類を同じくす。趙后終に子無く害を爲すなり。明年、鳶の巢を焚き、子を殺すの異有り。天象仍りに見はれ、甚だ畏るべきなり。一に曰く、皆王莽 位を竊むの象なり、と。京房『易傳』に曰く、「臣 祿を私して辟を罔すれば、厥の妖 鼠巢くふ〈李奇曰く、「辟は、君なり。爵祿を擅私し、其の君を誣罔す。」と。之なり。〉」と。

鼠 11 ④

(一) 『漢書』卷二七中之上、五行志にみえる。青眚青祥の災異に相當。注もすべて當該箇所のもの。

鼠 12 ①

地鏡曰金之精爲白鼠也

鼠 12 ②

『地鏡』曰、「金之精爲白鼠也。」

鼠 12 ③

『地鏡』に曰く、「(一) 金の精 白鼠と爲るなり。」と。

鼠 12 ④

(一) 『藝文類聚』卷九五、獸部・鼠および『太平御覽』卷九一一、獸部・鼠に『地鏡圖』からとして類似した文がみえる。

鼠 13 ①

瑞應圖曰白鼠長一尺而四脚赤是妖鼠也〈抱朴子內篇曰鼠三百歲色爲白善馮人而卜名曰仲能知一年之中吉凶及千里之外事也〉

鼠 13 ②

『瑞應圖』曰、「白鼠長一尺而四脚、赤是妖鼠也。」〈『抱朴子』內篇曰、「鼠三百歲色爲白、善馮人而卜、名曰仲、能知一年之中吉凶及千里之外事也。」〉

鼠 13 ③

『瑞應圖』に曰く、「^(一)白鼠は長さ一尺にして四脚、赤は是れ妖鼠なり。」と。〈『抱朴子』内篇に曰く、「^(二)鼠三百歳色白と爲り、善く人に馮きて卜す、名を仲と曰ひ、能く一年の中の吉凶及び千里の外事を知るなり。」と。〉

鼠 13 ④

(一) 出處不詳。『本邦殘存』子部第一三五行類に攷録。

(二) 『抱朴子』内篇對俗篇にみえ、『玉策記』からの引用部分である。また『藝文類聚』卷九五、獸部・鼠および『太平御覽』卷九一一、畜獸部・鼠所引『抱朴子』でも、『抱朴子』が『玉策記』を引用した形で同文がみえる。

鼠 14 ①

異苑曰惠清隆安中有群鼠更相銜尾白屋梁相連至地惠清得病數日而亡也

鼠 14 ②

『異苑』曰、「惠清、隆安中、有群鼠更相銜尾。自屋梁相連至地。惠清得病、數日而亡也。」

鼠 14 ③

『異苑』に曰く、「^(一)惠清、隆安中、群鼠の^{こもこ}更も^{くは}相尾を銜ふる有り。屋梁自り相連なりて地に至る。惠清病を得て、數日して亡するなり。」と。

鼠 14 ④

(一) 『異苑』卷四にみえる。『太平御覽』卷七四〇、疾病部・瘡癰に『異苑』からとして引用あり。

鼠 15 ①

春秋運斗樞曰遠雅頌著倡優則鼠連體也

鼠 15 ②

『春秋運斗樞』曰、「遠雅頌、著倡優、則鼠連體也。」

鼠 15 ③

『春秋運斗樞』に曰く、「^(一)雅頌を遠ざけ、倡優に著くれば、則ち鼠 體を連ぬるなり。」と。

鼠 15 ④

(一) 『太平御覽』卷九一一、獸部・鼠所引『春秋運斗樞』は、「玉衡星散而爲鼠」とのみあり、『天地瑞祥志』の引用文と重複しない。ただ、「玉衡星散爲某某」については、各種類書に『春秋運斗樞』からとして類似した文言があり、その後半部では、某某についての異常な事象が起きたことを説明するものもあるため、関連はあるのだろう。『新編緯書集成』本『春秋運斗樞』一六〇頁から一六五頁参照。

鼠 16 ①

雀鴻北燕錄曰大典^[1]二年有鼠盈數里西行至水前者銜馬尾後者迭相銜尾而度也識者惡之爲民遷之象也

[1] 「典」、尊經閣本は「興」に作る。

鼠 16 ②

雀鴻北燕錄曰、「大興二年、有鼠盈數里、西行至水、前者銜馬尾、後者迭相銜尾而度也。識者惡之、以爲民遷之象也。」

鼠 16 ③

崔鴻北燕録に曰く、「^(一) 大興二年、鼠の數里に盈つる有り、西のかた行きて水に至り、前者馬尾を銜へ、後者^{くは}迭ひに相ひ尾を銜へて^{たが}度るなり。識者之を惡み、以て民遷の象と爲すなり。」と。

鼠 16 ④

(一) 『太平御覽』卷一二七、偏霸部・馮文通所引崔鴻『十六國春秋』北燕録にみえる。

鼠 17 ①

京房易妖曰鼠向城市朝大鳴其邑有憂鼠煞其子聚殿上及居其君死群鼠行食五穀人君退賢近佞衆讒在朝鼠常宿蓐席上有死鼠殿上相所其君死鼠血汗人冠履其身爲危血有殿上宮中君死鼠自積土水且^[1]至鼠遂^[2]猪臣謀君也鼠賊織縷丈人索食

[1] 「且」字、尊經閣本は「且」に作る。

[2] 「遂」字、尊經閣本は「逐」に作る。

鼠 17 ②

京房『易妖』曰、「鼠向城市朝大鳴、其邑有憂。鼠殺其子聚殿上及居、其君死。群鼠行食五穀、人君退賢近佞、衆讒在朝。鼠常宿蓐席上、有死。鼠殿上相所、其君死。鼠血汗人冠履、其身爲危。血有殿上、宮中君死。鼠自積土、水且至。鼠逐猪、臣謀君也。鼠賊織縷、丈人索食。」

鼠 17 ③

京房『易妖』に曰く、「^(一) 鼠 城市に向ひて朝に大鳴すれば、其の邑憂有り。鼠 其の子を殺し殿上及び居に聚まれば、其の君死す。^(二) 群鼠 行きて五穀を食らへば、人君 賢を退け佞を近づけ、衆讒 朝に在り。^(三) 鼠 常に蓐席上に宿れば、死有り。鼠 殿上にて相所すれば、其の君死す。^(四) 鼠 人の冠履に血汗すれば、其の身危^た爲り。血殿上に有れば、宮中君死す。^(五) 鼠 自ら土を積めば、水且に至らんとす。^(六) 鼠 猪を逐^おへば、臣君を謀るなり。^(七) 鼠 織縷を賊^{そこな}へば、丈人食^{もと}を索む。

鼠 17 ④

(一) 以下、便宜的に内容を區切って掲載する。この段、『本邦殘存』では子部第一三五行類『周易妖占』に攷録。『唐開元占經』卷一一六、獸咎徵・鼠鳴朝市 鼠舞朝市に類似した文あり。一部は『地鏡』を出處とする。

(二) 『唐開元占經』卷一一六、獸咎徵・鼠群行 鼠卻行に『對災異』からとして類似した文あり。

(三) 『唐開元占經』卷一一六、獸咎徵・鼠嚙殿上地穿門戶 宿褥席上 鼠交殿上に京房曰として類似した文がみえる。(京房) 又曰「鼠穿門戶、下徹外、有遷者。」又曰「鼠無故自常宿褥席中、身死。」又曰「鼠交殿上、其君死。」

(四) 血に關する占辭二條は、『唐開元占經』にはみられず、出處不詳。

(五) 『唐開元占經』卷一一六、獸咎徵・鼠群行 鼠卻行に京房曰として類似した内容がみえる。

(六) 『唐開元占經』卷一一六、獸咎徵・鼠逐狸 鼠鬥及生子殺子に京房曰として類似した内容がみえる。

(七) 『唐開元占經』卷一一六、獸咎徵・鼠嚙雜物の項目があるが、類似した文はない。鼠 19、鼠 20 参照。

鼠 18 ①

甲乙為父母丙丁為女子戊己為親鬼庚辛為兵死壬癸溺死

鼠 18 ②

甲乙為父母。丙丁為女子。戊己為親鬼。庚辛為兵死。壬癸溺死。

鼠 18 ③

(一) 甲乙なれば父母と為す。丙丁なれば女子と為す。戊己なれば親鬼と為す。庚辛なれば兵と為りて死す。壬癸なれば溺死す。

鼠 18 ④

(一) 不詳。『本邦殘存』では子部第一三五行類『周易妖占』に攷録。

鼠 19 ①

鼠齧冠情官府事賊衣帶憂小吉賊衣憂父母賊單衣有大喪及傷身賊衣財物亡賊革帶其子死不其身病賊衣表有外喪賊衣裏有內喪賊衣襦夫病恐瘡腫賊人履凶右件皆後十日可解以布五寸作囊盛黑土五合縣清上殃不起鼠齧車馬鞍行人憂鼠賊晝且為縣官賊牀席二主病賊劔冢大兵起及見血賊簪頭鬼將賊人恐大病賊食器丈人索食右件以黍三斗為粥取桑虫屎為和著東垣方一尺百殃不起

鼠 19 ②

鼠齧冠情、官府事。賊衣帶、憂。小吉。賊衣、憂父母。賊單衣、有大喪及傷身。賊衣、財物亡。賊革帶、其子死、不其身病。賊衣表、有外喪。賊衣裏、有內喪。賊衣襦、夫病恐瘡腫。賊人履、凶。右件、皆後十日可解。以布五寸作囊、盛黑土五合、縣清上、殃不起。鼠齧車馬鞍、行人憂。鼠賊晝、且為縣官。賊牀席、二主病。賊劔冢、大兵起及見血。賊簪頭、鬼將。賊人、恐大病。賊食器、丈人索食。右件、以黍三斗為粥、取桑蟲屎為和、著東垣方一尺、百殃不起。

鼠 19 ③

(一) 鼠 冠情を齧れば、官府の事あり。衣帶を賊へば、憂あり。小吉。衣を賊へば、父母を憂ふ。單衣を賊へば、大喪有りて身を傷つくるに及ぶ。衣を賊へば、財物亡ふ。革帶を賊へば、其の子死し、しかざれば其の身病む。衣表を賊へば、外喪有り。衣裏を賊へば、内喪有り。衣襦を賊へば、夫れ病みて瘡腫あるを恐る。人の履を賊へば、凶なり。右件、皆後十日にして解くべし。布五寸を以て囊を作り、黒土五合を盛り、清上に縣くれば、殃起こらず。鼠 車馬の鞍を齧れば、行人憂ふ。鼠 晝を賊へば、且に縣官に為らんとす。牀席を賊へば、二主病む。劔冢を賊へば、大兵起き血を見るに及ぶ。簪頭を賊へば、鬼將あり。人を賊へば、大病を恐る。食器を賊へば、丈人 食を索む。右件、黍三斗を以て粥を為り、桑蟲の屎を取りて和を為し、東垣の方一尺に著くれば、百殃起こらず。

鼠 19 ④

(一) この段、『本邦殘存』では子部第一三五行類『周易妖占』に攷録。『唐開元占經』卷一一六、獸咎徵・鼠齧雜物に京房曰くとして一部類似した内容がみえる。

鼠 20 ①

鼠賊人頭有大遇賊類妻有二夫賊人耳有謀者賊人鼻官府事賊口舌事賊肩有行事賊臂有辱賊眉有口舌賊自失車馬賊背有賊人賊腹亡財物賊寬有大憂賊人陰入獄賊膝人屈辱賊手指亡財物賊人手見繫及亡処 搜神記曰高平劉夜臥鼠齧其手之中指乃以未書其手腕橫文後三寸為田字方一寸

使露手臥其明有大鼠伏死其手之前也〉賊人髮夫婦相離不安及子死賊足亡及所相煞男子婦死女子夫死賊人脅為病右件後十日以並根埋牀頭深半尺無咎鼠取尿竈上有官事及病死後十日以芎索三文^[1]葦一把約之長五尺埋南北牆下深半尺堅渠無咎也鼠場^[2]門有史喪場庭憂移場室憂妻子場堂憂父母場廁獄訟事

[1] 「文」字、尊經閣本は「丈」に作る。

[2] 傍書「傷坎」。

鼠 20 ②

鼠賊人頭、有大遇。賊類妻、有二夫。賊人耳、有謀者。賊人鼻、官府事。賊口、口舌事。賊肩、有行事。賊臂、有辱。賊眉、有口舌。賊首、失車馬。賊背、有賊人。賊腹、亡財物。賊寬、有大憂。賊人陰、入獄。賊膝、膝人有屈辱。賊手指、亡財物。賊人手、見繫及亡處。〈『搜神記』曰、「高平劉夜臥、鼠齧其手之中指、乃以朱書其手腕橫文後三寸、爲田字、方一寸。使露手臥。其明有大鼠伏死、其手之前也。」〉賊人髮、夫婦相離不安、及子死。賊足、亡。及所相殺、男子婦死、女子夫死。賊人脇、爲病。右件、後十日、以並根埋牀頭、深半尺、無咎。鼠取尿竈上、有官事及病死。後十日、以芎索三丈・葦一把約之長五尺、埋南北牆下、深半尺、堅渠無咎也。鼠傷門、有史喪。傷庭、憂移。傷室、憂妻子。傷堂、憂父母。傷廁、獄訟事。

鼠 20 ③

^(一) 鼠 人頭を賊へば、大遇有り。類妻を賊へば、二夫有り。人耳を賊へば、謀者有り。人鼻を賊へば、官府の事あり。口を賊へば、口舌の事あり。肩を賊へば、行事有り。臂を賊へば、辱有り。眉を賊へば、口舌有り。首を賊へば、車馬を失ふ。背を賊へば、賊人有り。腹を賊へば、財物を亡ふ。寬を賊へば、大憂有り。人陰を賊へば、獄に入る。膝を賊へば、膝人に屈辱有り。手指を賊へば、財物を亡ふ。人手を賊へば、繫がれ亡處に及ぶ。〈『搜神記』に曰く、「^(二) 高平の劉 夜に臥し、鼠 其の手の中指を齧み、乃ち朱を以て其の手腕の横文後ろ三寸にに書して、田字を爲し、方一寸なり。手を露はにして臥せしむ。其の明 大鼠の伏して死する有り、其の手の前なり。」と。〉人髮を賊へば、夫婦相離れて安んぜず、子死するに及ぶ。足を賊へば、亡ふ。相殺する所に及ぶに、男子ならば婦死し、女子ならば夫死す。人脇を賊へば、病を爲す。右件、後十日、以て根を並べて牀頭に埋め、深さ半尺なれば、咎無し。鼠 尿を竈上を取れば、官事有りて病死に及ぶ。後十日、芎索三丈・葦一把の之を約するに長さ五尺を以て、南北の牆下に埋め、深さ半尺にして、堅渠なれば咎無きなり。鼠 門を傷つくれば、史喪有り。庭を傷つくれば、移を憂ふ。室を傷つくれば、妻子を憂ふ。堂を傷つくれば、父母を憂ふ。廁を傷つくれば、獄訟の事あり。

鼠 20 ④

(一) この段、『本邦殘存』では子部第一三五行類『周易妖占』に攸録。『唐開元占經』卷一一六、獸咎徵・鼠嚙雜物に京房曰くとして類似した内容がみえる。

(二) 『搜神記』卷三にみえる。また『太平御覽』卷八八五、妖異部・怪等に『搜神記』からとしてみえる。本引用は、節略されたものとなっている。

鼠 21 ①

鼠場土東南角憂縣官事取其土棄四道中無咎鼠場西南角宅增財益口富貴之棄水中吉鼠場出道中憂衆刀兵事取土棄青中也鼠場出竈前大凶頭訟死喪取其土著竈中吉鼠場出室中其舍不可居或取其

土棄大道中吉鼠場起西方合人多若語言欣樂可煞止欲^[1]取塗屋大吉鼠場起東方六畜不番息萃牛多亡貪取其土置貧下吉鼠場起南方三月口舌取其土置睹牢中吉鼠場起北方子孫產遺亡右手取土置井中吉鼠場起東南財產散兮口舌忽事言語云凶取土棄四道吉鼠場起東北角立夏秋女有傷口音聲相過取土著井中吉鼠場起西北^[2]角忌女子三月之間女有喪取土著門中吉鼠起傷人門戶家內鳴嚙室中疫病口舌暴死

[1] 「欲」字、傍書のように書かれるが、文意により本文と取る。

[2] 「北」字、蟲損が激しいが、文意により「北」と取る。

鼠 21 ②

鼠傷土東南角、憂縣官事。取其土棄四道中無咎。鼠傷西南角宅、增財益口富貴。之棄水中、吉。鼠傷出道中、憂衆刀兵事。取土棄青中也。鼠傷出竈前、大凶頭訟死喪。取其土著竈中、吉。鼠傷出室中、其舍不可居。或取其土棄大道中、吉。鼠傷起西方、合人多若語言、欣樂可殺、止欲。取塗屋、大吉。鼠傷起東方、六畜不番息、萃牛多亡。貪取其土、置貧下、吉。鼠傷起南方、三月口舌。取其土置睹牢中、吉。鼠傷起北方、子孫產遺亡。右手取土置井中、吉。鼠傷起東南、財產散兮。口舌忽事、言語云凶。取土棄四道、吉。鼠傷起東北角、立夏秋女有傷口、音聲相過。取土著井中、吉。鼠傷起西北角、忌女子、三月之間、女有喪。取土著門中、吉。鼠起傷人門戶家內、鳴嚙室中、疫病、口舌、暴死。

鼠 21 ③

(一) 鼠 土の東南角を傷つくれば、縣官の事を憂ふ。其の土を取りて四道中に棄つれば咎無し。鼠 西南角の宅を傷つくれば、財を増し口を益し富貴なり。之を水中に棄つれば、吉。鼠 傷つけて道中より出づれば、衆刀兵事を憂ふ。土を取りて青中に棄つるなり。鼠 傷つけて竈前より出づれば、大凶なり。頭訟、死喪あり。其の土を取りて竈中に著くれば、吉。鼠 傷つけて室中より出づれば、其の舍 居るべからず。或いは其の土を取りて大道中に棄つれば、吉。鼠傷つけて西方に起てば、合人 語言するが若きもの多く、欣樂 殺ぐべし、欲を止めよ。取りて屋に塗れば、大吉。鼠 傷つけて東方に起てば、六畜番息せず、萃めし牛多く亡ふ。其の土を貪り取り、貧下に置けば、吉。鼠 傷つけて南方に起てば、三月口舌あり。其の土を取りて牢中に置きて睹れば、吉。鼠 傷つけて北方に起てば、子孫遺亡を産む。右手もて土を取りて井中に置けば、吉。鼠 傷つけて東南に起てば、財産散ず。口舌忽ち事あり、言語凶を云ふ。土を取りて四道に棄つれば、吉。鼠 傷つけて東北の角に起てば、立夏秋女に傷口有り、音聲相過ぐ。土を取りて井中に著けば、吉。鼠 傷つけて西北の角に起てば、女子を忌む。三月の間、女に喪有り。土を取りて門中に著けば、吉。鼠 起ちて人門戸内を傷つけ、室中に鳴嚙すれば、疫病、口舌、暴死あり。」と。

鼠 21 ④

(一) 不詳。『本邦殘存』では子部第一三五行類『周易妖占』に攷録。

鼠 22 ①

服翼一名蝙蝠 <補年反平甫服反入>

鼠 22 ②

服翼。一名蝙蝠。<補年反。平。甫服反。入。>

鼠 22 ③

服翼。一名蝙蝠。〈^(一) 補年の反。平。甫服の反。入。〉

鼠 22 ④

(一) 『玉篇』卷二五虫部、「蝠」字「布田切」、「蝠」字「甫服切」。『廣韻』卷二「蝠」字「布玄切」、同卷五「蝠」字「方六切」。

鼠 23 ①

方言曰關東謂之伏翼或謂之飛鼠或謂之老鼠或謂之仙鼠

鼠 23 ②

『方言』曰、「[□]關東謂之伏翼、或謂之飛鼠。或謂之老鼠。或謂之仙鼠。」

鼠 23 ③

『方言』に曰く、「^(一) 關東 之を伏翼と謂ふ。或いは之を飛鼠と謂ふ。或いは之を老鼠と謂ふ。或いは之を仙鼠と謂ふ。」と。

鼠 23 ④

(一) 『方言』卷八にみえる。『藝文類聚』卷九五、獸部・鼠所引『方言』に同内容の引用あり。どちらも「伏翼」は「服翼」に作る。

鼠 24 ①

春秋運斗樞曰行失搖光則服翼兩頭並翔〈宋均曰伏翼陰物也河圖曰伏翼兩頭民將亂之也〉江淮山瀆之祠則搖光不明服翼九足

鼠 24 ②

『春秋運斗樞』曰、「行失搖光、則服翼兩頭並翔。〈宋均曰、「伏翼、陰物也。『河圖』曰、「伏翼兩頭、民將亂。』」之也。〉江淮山瀆之祠、則搖光不明、服翼九足。」

鼠 24 ③

『春秋運斗樞』に曰く、「^(一) 行きて搖光を失へば、則ち服翼兩頭並びに翔ぶ。〈宋均曰く、「^(二) 伏翼は、陰物なり。『河圖』に曰く、「^(三) 伏翼兩頭なれば、民將に亂れんとす。』」と。之なり。〉江淮山瀆の祠、則ち搖光明ならず、服翼九足あり。」と。

鼠 24 ④

(一) 『藝文類聚』卷九七、蟲豸部・服翼、『唐開元占經』卷一一六、五股翼九足、『太平御覽』卷九四六、蟲豸部・蝙蝠所引『春秋運斗樞』にみえる。
(二) 前注の文獻にはみられない注。どこまでが宋均の注であるかも不明。
(三) 不詳。

鼠 25 ①

玄中記曰百歲伏翼其色赤止則倒懸千歲伏翼色白得食之壽萬歲

鼠 25 ②

『玄中記』曰、「百歲伏翼、其色赤。止則倒懸。千歲伏翼、色白。得食之、壽萬歲。」

鼠 25 ③

『玄中記』に曰く、「^(一) 百歳の伏翼、其の色赤し。止まれば則ち倒懸す。千歳の伏翼、色白し。得て之を食らへば、壽萬歲なり。」と。

鼠 25 ④

(一)『藝文類聚』卷九七、蟲豸部・服翼、『太平御覽』卷九四六、蟲豸部・蝙蝠、『水經注』卷三七、夷水(「伏翼」作「蝙蝠」)所引『玄中記』にみえる。

鼠 26 ①

吳氏本草曰伏翼立夏後陰干治目冥令人夜視有光

鼠 26 ②

吳氏『本草』曰、「伏翼、立夏後陰干、治目冥。令人夜視有光。」

鼠 26 ③

吳氏『本草』に曰く、「^(一)伏翼、立夏後陰干すれば、目冥を治す。人をして夜視して光有らしむ。」と。

鼠 26 ④

(一)『藝文類聚』卷九七、蟲豸部・服翼所引吳氏『本草』にみえる。

鼠 27 ①

雜五行書曰停部取停部地土塗龜水火盜賊不經塗屋四角鼠不食蠶塗倉籩鼠不食稻以塞堵百日鼠種絶

鼠 27 ②

『雜五行書』曰、「停部。取停部地土塗竈、水火盜賊不經。塗屋四角、鼠不食蠶。塗倉籩、鼠不食稻。以塞坎、百日鼠種絶。」







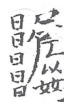

鼠 27 ③



『雜五行書』に曰く、「^(一)停部。停部の地土を取りて竈に塗れば、水火盜賊^{つね}ならず。屋の四角に塗れば、鼠^{そうせん}蠶を食らはず。倉籩に塗れば、鼠^{あな}稻を食らはず。以て坎を塞げば、百日にして鼠種絶ゆ。」と。




鼠 27 ④



(一)『藝文類聚』卷九五、獸部・鼠所引『雜五行書』にみえる。他、『齊民要術』、『太平廣記』卷二八三、巫などにも『雜五行書』からとして引用あり。

鼠 28 ①

1.  <壞人家符塗孔之吉> 2.  <鼠生家百器中有符厭吉之> 3.  <鼠咋人肉髮符厭之吉也> 4.  <鼠壞堂屋符門戶工大吉> 5.  <鼠鳴大堂屋上牀門戶上大吉> 6.  <鼠血汗人壯衣中門戶上大吉> 7.  <鼠咋人衣及足中此符衣中著之> 8.  <鼠咋人臥時咋人

旨門戸上著大吉足> 9.  <鼠咋人手足見血門戸上大吉也> 10.  <鼠咋人履戸上著大吉之>

11.  <鼠齧人冠清^[1]衣符厭吉之> 12.  <鼠齧衣被符厭吉也> 13.  <鼠作栖恠

符長三寸門戸上著吉之> 14.  <鼠竅竈聚場符向子大吉> 15.  <壞堂上靜中符向子吉之>

[1] 「清」、尊經閣本は「情」に作る。

鼠 28 ②

- 呪符 1 <壞人家、符塗孔、符之。吉。>
- 呪符 2 <鼠生家百器中、有符、厭。吉。之。>
- 呪符 3 <鼠咋人肉髮、符厭之。吉也。>
- 呪符 4 <鼠壞堂屋、符門戸上。大吉。>
- 呪符 5 <鼠鳴大堂屋上、牀門戸上。大吉。>
- 呪符 6 <鼠血汚人壯衣中、門戸上。大吉。>
- 呪符 7 <鼠咋人衣及足中、此符衣中著。之。>
- 呪符 8 <鼠咋人、臥時咋人、旨門戸上著。大吉。足。>
- 呪符 9 <鼠咋人手足見血、門戸上。大吉也。>
- 呪符 10 <鼠咋人履、戸上著。大吉。之。>
- 呪符 11 <鼠齧人冠・清衣、符厭。吉。之。>
- 呪符 12 <鼠齧衣被、符厭。吉也。>
- 呪符 13 <鼠作栖恠、符長三寸、門戸上著。吉。之。>
- 呪符 14 <鼠竅竈聚場、符向子。大吉。>
- 呪符 15 <壞堂上靜中、符向子。吉。之。>

鼠 28 ③

- 呪符 1 <^(一)人家を壞せば、符もて孔に塗り、之に符せ。吉。>
- 呪符 2 <鼠 家の百器中に生めば、符有り、厭せ。吉なり。之なり。>
- 呪符 3 <鼠 人肉髮を咋めば、符もて之を厭せ。吉なり。>
- 呪符 4 <鼠 堂屋を壞せば、門戸上に符せ。大吉なり。>
- 呪符 5 <鼠 大堂屋上に鳴けば、牀門戸上にせよ。大吉なり。>
- 呪符 6 <鼠の血 人の壯衣中を汚せば、門戸上にせよ。大吉なり。>
- 呪符 7 <鼠 人の衣及び足中を咋めば、此の符衣中に著けよ。之なり。>
- 呪符 8 <鼠 人を咋み、臥す時に人を咋めば、門戸上に旨して著けよ。大吉なり。足れり。>
- 呪符 9 <鼠 人の手足を咋み血を見れば、門戸上にせよ。大吉なり。>
- 呪符 10 <鼠 人の履を咋めば、戸上に著けよ。大吉なり。之なり。>
- 呪符 11 <鼠 人の冠・清衣を齧めば、符もて厭せ。吉なり。之なり。>
- 呪符 12 <鼠 衣被を齧めば、符もて厭せ。吉なり。>
- 呪符 13 <鼠 栖恠を作せば、符長さ三寸もて、門戸上に著けよ。吉なり。之なり。>

呪符 14 <鼠 竈聚場を竊めば、符もて子^ねに向けよ。大吉なり。>

呪符 15 <堂上の静中を壊せば、符もて子に向けよ。吉なり。之なり。>

鼠 28 ④

(一) 不詳。

四二、龍

【概要】

龍の災異についての言説を集める。龍の基本的な言説については、末尾の賦も含め『藝文類聚』との重複が多く、『藝文類聚』と同じ類書を利用したものと考えられる。災異については、五行志からの引用があり、また『唐開元占經』卷一二〇との重複もある。

龍 01 ①

龍 <閭恭反平>

龍 01 ②

龍 <閭恭反。平。>

龍 01 ③

龍 <^(一) 閭恭の反。平。>

龍 01 ④

(一) 『玉篇』卷二三龍部「龍」字「力恭切」。『廣韻』卷一「龍」字「力鍾切」。

龍 02 ①

説文曰龍鱗虫之長春兮而登天秋兮而入川 <易通卦驗曰立夏清明風至龍昇天也>

廣雅曰有鱗曰蛟龍有翼曰應龍有角曰虬龍無角曰螭龍

龍 02 ②

『説文』曰、「龍鱗蟲之長。春分[□]而登天、秋分[□]而入川。<『易通卦驗』曰、「立夏清明、風至、龍昇天也。」>『廣雅』曰、「有鱗曰蛟龍。有翼曰應龍。有角曰虬龍。無角曰螭龍。」

龍 02 ③

『説文』に曰く、「^(一) 龍は鱗蟲の長なり。春分にして天に登り、秋分にして川に入る。」と。<『易通卦驗』に曰く、「^(二) 立夏清明、風至れば、龍 天に昇るなり。」と。>『廣雅』に曰く、「^(三) 鱗有るを蛟龍と曰ふ。翼有るを應龍と曰ふ。角有るを虬龍と曰ふ。角無きを螭龍と曰ふ。」と。

龍 02 ④

(一) 『説文解字』龍部龍にみえるが、『説文解字』の方が記述が詳しい。『天地瑞祥志』引用文と同文は『藝文類聚』卷九六、鱗介部・龍所引『説文』にみえる。

(二) 『初學記』卷三、歳時部・夏、『太平御覽』卷九二九、鱗介部・龍所引『易通卦驗』にみえる。『太平御覽』所引の文の方が類似するが、同一ではない。他、類似した文の『易通卦驗』(『初學記』卷三、歳時部・夏)、『易説』(『太平御覽』卷二三、時序部・夏) からとした引用あり。

(三) 『廣雅』釋魚にみえる。また『藝文類聚』卷九六、鱗介部・龍、『太平御覽』卷九三〇、鱗介部・龍所引『廣雅』にも同文がみえる。

龍 03 ①

山海經曰鍾山之神名曰燭龍視為晝暝為夜身長三千里

龍 03 ②

『山海經』曰、「鍾山之神、名曰燭龍。視為晝、暝為夜。身長三千里。」

龍 03 ③

『山海經』に曰く、「^(一) 鍾山の神、名づけて燭龍と曰ふ。視れば晝と爲り、暝すれば夜と爲る。身長さ三千里なり。」と。

龍 03 ④

(一) 『山海經』大荒北經に類似した内容がみえる。同文は、『藝文類聚』卷九六、鱗介部・龍および『太平御覽』卷三八、地部・鍾山、卷九二九、鱗介部・龍所引『山海經』にみえる。また『太平御覽』卷九、天部・風は類似した内容を『括地圖』よりとして引用する。

龍 04 ①

河圖曰黃金千歲生黃龍青金^[1]千歲生青龍玄金千歲生玄龍河圖曰黃龍從雒水出到舜傍鱗甲成字令左右寫之竟而龍去〈瑞應圖曰黃龍者五龍之長也王者至信則見遊於池也孝經援神契曰至德及淵泉則黃龍見有至仁則青龍見王者德至淵泉赤龍見之也〉

[1] 「金」字、蟲損あり判讀し難し。引用文獻により「金」字とする。

龍 04 ②

『河圖』曰、「黃金千歲、生黃龍。青金千歲、生青龍。玄金千歲、生玄龍。」『河圖』曰、「黃龍從雒水出到舜傍。鱗甲成字、令左右寫之。竟而龍去。」〈『瑞應圖』曰、「黃龍者、五龍之長也。王者至信、則見。遊於池也。『孝經援神契』曰、「至德及淵泉、則黃龍見。有至仁、則青龍見。王者德至淵泉、赤龍見。」之也。〉

龍 04 ③

『河圖』に曰く、「^(一) 黃金千歲、黃龍を生ず。青金千歲、青龍を生ず。玄金千歲、玄龍を生ず。」と。『河圖』に曰く、「^(二) 黃龍 雒水從り出でて舜の傍らに到る。鱗甲字を成し、左右をして之を寫さしむ。竟はりて龍去れり。」と。〈『瑞應圖』に曰く、「^(三) 黃龍は、五龍の長なり。王者至信なれば、則ち見はる。池に遊ぶなり。『孝經援神契』に曰く、「^(四) 至德 淵泉に及べば、則ち黃龍見はる。至仁有れば、則ち青龍見はる。王者の德 淵泉に至れば、赤龍見はる。」之なり。〉

龍 04 ④

(一) 『藝文類聚』卷九六、鱗介部・龍および『太平御覽』卷九二九、鱗介部・龍所引『河圖』にみえる。『藝文類聚』の引用に一致。

(二) 『太平御覽』卷九二九、鱗介部・龍所引『河圖』にみえる。

(三) 『唐開元占經』卷一二〇、龍龜魚蟲瑞・龍所引『瑞應圖』にみえる。

(四) 黃龍についての記述のみ『藝文類聚』卷九八、祥瑞部・龍所引『孝經援神契』にみえる。黃龍出現についての類似の文は『白虎通』に、青龍出現についての類似の文は『唐開元占經』卷一二〇、龍龜魚蟲瑞・龍所引『瑞應圖』にみえる。赤龍出現については、『唐開元占經』卷一二〇、龍龜魚蟲瑞・龍所引『禮稽命徵』に類似した内容がみえるが、前二者と比べて文はあまり一致しない。

龍 05 ①

漢書五行志皇極傳曰人君貌言視聽思心皆失不得其中則不能五萬事則有龍蛇之孽也

龍 05 ②

『漢書』五行志皇極傳曰、「人君貌言視聽思心皆失、不得其中、則不能立萬事、則有龍蛇之孽也。」

龍 05 ③

『漢書』五行志皇極傳に曰く、「^(一) 人君の貌言視聽思心皆失ひ、其の中を得ざれば、則ち萬事立つる能はず、則ち龍蛇の孽有るなり。」と。

龍 05 ④

(一) 『漢書』卷二七下之上、五行志にみえる。『洪範五行傳』の皇之不極の災異の説明に對する説(解説)の部分引用。そのために「皇極傳曰」とあるか。『皇極傳』は、『漢書』五行志下之上に一箇所「劉欽『皇極傳』曰、有下體生上之病」との引用がみえる。「則有」は、『漢書』五行志では、「故有」に作る。

龍 06 ①

左氏傳昭公十九年龍鬪於鄭時門之外洧淵〈師古曰時門鄭城門也洧泉洧水之泉之也〉劉向以為近龍孽也鄭小国構乎晋楚之間〈師古曰構攻持之也〉重以強吳鄭當其衝不能修德將鬪三國以自危亡〈師古曰言者^[1]不修德則三國争之必亡也〉是時子産任政内惠於民外善辭令以交三國鄭卒亡患此能以德消變之效也京房易傳曰象心不安厥妖龍鬪也

[1] 「者」字、尊經閣本は「若」に作る。

龍 06 ②

『左氏傳』昭公十九年、「龍鬪於鄭時門之外、洧淵〈師古曰、「時門、鄭城門也。洧泉、洧水之泉。」之也。〉。劉向以為近龍孽也。鄭小國、攝乎晋楚之間〈師古曰、「攝、收持之。」之也。〉重以彊吳、鄭當其衝、不能修德。將鬪三國、以自危亡〈師古曰、「言若不修德、則三國争之、必亡也。」〉。是時、子産任政、内惠於民、外善辭令、以交三國。鄭卒亡患此。能以德消變之效也。京房『易傳』曰、「衆心不安、厥妖龍鬪也。」

龍 06 ③

『左氏傳』昭公十九年、「^(一) 龍 鄭の時門の外、洧淵に鬪ふ〈師古曰く、「時門は、鄭の城門なり。洧泉は、洧水の泉なり。」と。之なり。〉。劉向以為らく龍孽に近きなり。鄭は小國、晋楚の間に攝す〈師古曰く、「攝は、之を收めて持つなり。」と。之なり。〉重ねて以て吳と彊す、鄭 其の衝に当たりて、徳を修むる能はず。將に三國と鬪ひ、以て自ら危亡せんとす〈師古曰く、「言ふところは若し徳を修めざれば、則ち三國 之を争ひて、必ず亡ぶなり。」と。〉。是の時、子産 政を任じ、内には民に恵み、外には善く辭令し、以て三國と交はる。鄭 卒に此を患ふ亡し。能く徳を以て變を消すの效なり。京房『易傳』に曰く、「衆心安んぜざれば、厥の妖 龍鬪ふなり。」と。

龍 06 ④

(一) 『左氏傳』昭公十九年の記事を『漢書』卷二七下之上、五行志が取り上げたもの。龍孽に相當。顔師古注も當該箇所にある。

龍 07 ①

惠帝二年正月癸酉旦有兩龍見於蘭陵庭東里温陵井中也〈師古曰蘭陵縣也庭東里也温陵人姓名也〉至乙亥去劉向以為龍貴象而困於庶人井中象諸侯將有幽執之禍其後宮太后幽殺三趙王諸呂彘終誅滅京房易傳曰有德遭害厥妖龍見井中又曰行刑暴惡黑龍從井出也

龍 07 ②

惠帝二年正月癸酉旦、有兩龍見於蘭陵庭東里温陵井中也〈師古曰、「蘭陵縣之庭東里也、温陵、人姓名也。」〉。至乙亥去。劉向以為龍貴象而困於庶人井中、象諸侯將有幽執之禍。其後呂太后幽殺三趙王、諸呂亦終誅滅。京房『易傳』曰、「有德遭害、厥妖龍見井中。」又曰、「行刑暴惡、黑龍從井出也。」

龍 07 ③

(一) 惠帝二年正月癸酉旦、兩龍 蘭陵庭東里の温陵の井中に見はるる有り〈師古曰く、「蘭陵縣の庭東里なり。温陵は、人の姓名なり。」と〉。乙亥に至りて去る。劉向以為らく龍は貴象にして庶人の井中に困ず、象は諸侯將に幽執の禍有らんとすと。其の後 呂太后 三趙王を幽殺し、諸呂も亦た終に誅滅せらる。京房『易傳』に曰く、「徳有りて害に遭ふ、厥の妖 龍井中に見はる。」と。又た曰く、「刑を行ふに暴惡なれば、黒龍 井従り出づるなり。」と。

龍 07 ④

(一)『漢書』卷二七下之上、五行志にみえる。龍孽に相當。顔師古注も當該箇所にあり。

龍 08 ①

晉書曰吳孫皓天冊中龍乳於長少人家啖鷄京房易妖曰龍乳人家主者為庶人其後皓降晉

龍 08 ②

『晉書』曰、「吳孫皓天冊中、龍乳於長沙人家、啖雞。京房『易妖』曰、「龍乳人家、王者為庶人。」其後皓降晉。」

龍 08 ③

『晉書』に曰く、「(一) 吳孫皓天冊中、龍 長沙の人家に乳み、雞を啖らふ。京房『易妖』に曰く、「龍 人家に乳めば、王者庶人と爲る。」と。其の後皓 晉に降る。」と。

龍 08 ④

(一)『晉書』卷二九、五行志・龍蛇之孽にみえる。

龍 09 ①

墨子曰昔三苗大亂天命極龍生於大廟也

龍 09 ②

『墨子』曰、「昔三苗大亂、天命極。龍生於大廟也。」

龍 09 ③

『墨子』に曰く、「(一) 昔三苗大亂し、天命極まれり。龍 大廟に生まるるなり。」と。

龍 09 ④

(一)『墨子』非攻篇下にみえる。また『唐開元占經』卷一二〇、龍龜魚蟲怪・龍見邑社廷廟所引『墨子』がより類似する。

龍 10 ①

呂氏孽又曰秦文公大獵有龍出逐文公々々射得之龍君之象也射兵革之禍也龍傷獲為禽威々患是國且有兵將禽獲也文公覺悟以修德子孫繁昌

龍 10 ②

『呂氏孽』又曰、「秦文公大獵、有龍出逐文公、文公射得之。龍君之象也。射兵革之禍也。龍傷獲爲禽威、威患。是國且有兵將、禽獲也。文公覺悟、以修德、子孫繁昌。」

龍 10 ③

『呂氏孽』に又た曰く、「^(一) 秦の文公大いに獵し、龍の出でて文公を逐ふ有り、文公射て之を得たり。龍は君の象なり。射は兵革の禍なり。龍傷つきて獲られて禽威と爲るは、威患ふ。是れ國且に兵將有らんとし、禽獲せんとするなり。文公覺り悟り、以て徳を修め、子孫繁昌す。」と。

龍 10 ④

(一) 『唐開元占經』卷一二〇、龍龜魚蟲怪・龍逐人所引『洪範五行傳』に類似した文がみえる。
『呂氏孽』は他に一切資料なく不詳。

龍 11 ①

京房曰龍以冬上此陰陽大不和天子亡其社稷龍入人家憂疾病縣官龍上當道其邑有大戰龍上復下死有大兵作龍以春夏秋上唯於官朝大神所皆不占也龍鬪邑中比數日不止人主且久比兵為憂龍馬出井中其君不守宗廟刑暴惡黑龍從井出衆心不安厥妖鬪兵書龍飲軍水大兵且至又有謀反者凡龍春見无殃冬見人君崩

龍 11 ②

京房曰、「龍以冬上、此陰陽大不和。天子亡其社稷、龍入人家、憂疾病、縣官。龍上當道、其邑有大戰。龍上復下死、有大兵作。龍以春夏秋上唯於官朝大神所、皆不占也。龍鬪邑中、比數日不止、人主且久、比兵爲憂。龍馬出井中、其君不守宗廟、刑暴惡。黑龍從井出、衆心不安。厥妖鬪。」『兵書』、「龍飲軍水、大兵且至、又有謀反者。凡龍春見、無殃。冬見人君崩。」

龍 11 ③

京房曰く、「^(一) 龍 冬を以て上る、此れ陰陽大いに和せず。天子 其の社稷を亡ぼせば、龍 人家に入り、疾病を憂ひ、縣官あり。龍 上りて道に当たれば、其の邑 大戰有り。龍 上がりて復た下りて死すれば、大兵の作す有り。龍 春夏秋を以て上がりて唯だ官朝大神の所に於てすれば、皆占はざるなり。龍 邑中に鬪ひて、數日の比ひ止まざれば、人主且に久しくせんとし、兵に比べて憂を爲す。龍馬 井中より出づれば、其の君宗廟を守らず、刑暴惡し。黒龍 井従り出づれば、衆心安からず。厥の妖 鬪ふ。」と。

『兵書』にいはいはく、「^(二) 龍 軍水を飲めば、大兵且に至らんとし、又た謀反する者有り。凡そ龍 春に見はるれば、殃無し。冬に見はるれば人君崩ず。」と。

龍 11 ④

(一) 「龍上當道、其邑有大戰」および「龍以春夏秋上唯於官朝大神所、皆不占也」は、『唐開元占經』卷一二〇、龍龜魚蟲怪・龍見邑社廷廟所引『地鏡』とその注文に類似した内容がみえる。「刑暴惡」以下は、『漢書』五行志に引用される京房『易傳』にみえる。龍 06 参照。

虵 <射遮反。平。> 蝮 <同字。>

虵 01 ③

虵 <^(一) 射遮の反。平。> 蝮 <同字なり。>

虵 01 ④

(一) 『玉篇』 卷二五虫部「虵」「食遮切」、『廣韻』 卷二「食遮切」。

虵 02 ①

爾雅曰騰虵曰𧈧 <徒登反平能興雲霧而遊其中也> 王虵曰蟒 <莫蕩反去虵大故曰也> 蝮 <妨陸反首大如臂身廣三寸毒虵煞人也> 𧈧 <如𧈧反大虵可食長二丈餘之也> 𧈧 <徒結反入> 𧈧 <於各反此二皆為大虵大眼取有毒>

虵 02 ②

『爾雅』曰「騰虵曰𧈧 <徒登反。平。能興雲霧而遊其中也。>、王虵曰蟒 <莫蕩反。去。虵大、故曰也。>。蝮 <妨陸反。首大如擘、身廣三寸。毒虵。殺人也。>、𧈧 <如𧈧反。大虵。可食。長二丈餘。之也。>。𧈧 <徒結反。入。>、𧈧 <於各反。此二皆為大虵。大眼。取有毒。>。

虵 02 ③

『爾雅』に曰く、「^(一) 騰虵を𧈧と曰ひ <^(二) 徒登の反。平。能く雲霧を興して其の中に遊ぶなり。>、王虵を蟒と曰ふ <^(三) 莫蕩の反。去。虵の大なるにして、故に曰ふなり。>。蝮 <^(四) 妨陸の反。首の大なること擘^{おやゆび}の如し、身廣さ三寸。毒虵なり。人を殺すなり。>は、𧈧なり <^(五) 如𧈧の反。大虵なり。食らふべし。長さ二丈餘り。之なり。>。𧈧 <^(六) 徒結の反。入。>は、𧈧^{あく}なり <^(七) 於各の反。此の二皆大虵と爲る。大眼なり。取れば毒有り。>。

虵 02 ④

(一) ほぼ『爾雅』釋魚にみえるが、順序等が異なり、注文の一部は郭璞注にみえない。『藝文類聚』 卷九六、鱗介部・蛇所引『爾雅』は𧈧蛇のみ。『太平御覽』 卷九三三、鱗介部・蛇所引『爾雅』は、𧈧および蟒のみ。

(二) 『玉篇』 卷二五虫部「𧈧」字「從曾切」、『廣韻』 卷二「𧈧」字「徒登切」。

(三) 『玉篇』 卷二五虫部「蟒」字「暮黨切」、『廣韻』 卷三「蟒」字「模朗切」。

(四) 『玉篇』 卷二五虫部「蝮」字「孚六切」、『廣韻』 卷五「蝮」字「芳福切」。

(五) 『玉篇』 卷二五虫部「𧈧」字「呼鬼切」、『廣韻』 卷三「𧈧」字「許偉切」。

(六) 『玉篇』 卷二五虫部「𧈧」字「他結切」、『廣韻』 卷五「𧈧」字「他結切」

(七) 『玉篇』 卷二五虫部「𧈧」字「於各切」、『廣韻』 卷五「𧈧」字「烏各切」。

虵 03 ①

皇極傳曰人君五事皆失不得其中不能立萬事則有龍虵之孽也 <事在人皇極篇之也>

虵 03 ②

皇極傳曰、「人君五事皆失、不得其中、不能立萬事。則有龍虵之孽也。」。 <事在人皇極篇。之也。>

虵 03 ③

皇極傳に曰く、「^(一) 人君 五事皆失ひて、其の中を得ざれば、萬事を立つること能はず。則ち龍虵の孽有るなり。」と。 <事は人皇極篇に在り。之なり。>

虵 03 ④

(一)『漢書』卷二七下之上、五行志にみえる。『洪範五行傳』の引用部分。龍 05 においても『漢書』五行志皇極傳としていた。ここの注は『漢書』五行志になし。

虵 04 ①

左氏傳魯嚴公時鄭大夫傅瑕殺子儀而納厲公有内虵与外虵鬪鄭南門中内虵死劉向以為近虵孽也虵死六年而厲公立嚴公聞之間申繻曰猶有妖乎〈師古曰申繻魯大夫也繻音須也〉對曰人之所忌妖由人興也人棄常故有妖厲公入遂煞傳也京房易傳曰立嗣子疑厥妖虵居國門鬪也

虵 04 ②

『左氏傳』「魯嚴公時、鄭大夫傅瑕殺鄭子儀而納厲公。有内虵與外虵鬪鄭南門中、内虵死。」劉向以為「近虵孽也。」虵死六年而厲公立。嚴公聞之、問申繻曰「猶有妖乎。」〈師古曰「申繻、魯大夫也。繻音須也。」〉對曰「人之所忌。妖由人興也。人棄常、故有妖。」厲公入、遂殺傳也。京房『易傳』曰「立嗣子疑、厥妖虵居國門鬪也。」

虵 04 ③

『左氏傳』「^(一)魯の嚴公の時、鄭の大夫傅瑕 鄭の子儀を殺して厲公に納む。内虵と外虵と鄭の南門の中に鬪ふ有りて、内虵死せり。」と。劉向以為らく「虵の孽に近し。」と。虵死して六年して厲公立つ。嚴公 之を聞きて、申繻に問ひて曰く「猶ほ妖有るか。」と。〈師古曰く「申繻は、魯の大夫なり。繻の音は須なり。」と。〉對へて曰く「人の忌む所なり。妖は人に由りて興るなり。人 常を棄つれば、故に妖有り。」と。厲公入りて、遂に傳を殺すなり。京房『易傳』に曰く「嗣子の疑を立つ。厥の妖 虵の國門に居りて鬪ふなり。」と。

虵 04 ④

(一)『春秋左氏傳』莊公十四年の記事を『漢書』卷二十七下之上、五行志が取り上げたの。龍孽に相當。顔師古注は當該箇所のもの。

虵 05 ①

左氏傳文公十六年夏有虵自泉^[1]宮出而入于國劉向以為近虵孽也宮者公母姜氏當居之虵從之出泉宮將不居也詩曰惟虺惟虵女子之祥又虵入國 將有女憂也公母將薨象也秋公母薨公惡之乃毀泉宮臺夫妖孽應行而自見非見而為害也文不改性修正恭衛厥罰而作非礼以重其過後二年薨公子遂殺文之二子惡視而立宣公〈師古曰惡即子赤也視其母弟之也〉文公夫人大婦^[2]干參〈師古曰木齊^[3]女也〉

[1] 傍書「衆カ」。

[2] 傍書「婦カ」。

[3] 「木齊」、尊經閣本は「本齋」に作る。

虵 05 ②

『左氏傳』「文公十六年夏、有虵自泉宮出而入于國。」劉向以為「近虵孽也。」宮者公。公母姜氏嘗居之。虵從之出、象宮將不居也。『詩』曰「惟虺、惟虵、女子之祥。」又虵入國、國將有女憂也。公母將薨象也。秋、公母薨。公惡之、乃毀泉宮臺。夫妖孽應行而自見、非見而為害也。文不改性修正、恭御厥罰、而作非禮、以重其過。後二年薨、公子遂殺文之二子惡・視、而立宣公〈師古曰「惡即子赤也。視、其母弟。」之也。〉。文公夫人大婦^{○□□}干參[○]〈師古曰「本齊女也。」〉

虵 05 ③

『左氏傳』^(一)「文公十六年夏、虵の泉宮自り出で國に入る有り。」劉向以爲らく「虵孽に近きなり。」と。宮は公なり。公の母の姜氏嘗て之に居る。虵之從り出づるは、象宮將に居らざるなり。『詩』に曰く「惟れ虵、惟れ虵、女子の祥なり。」と。又た虵の國に入るは、國將に女憂有らんとするなり。公の母將に薨ぜんとする象なり。秋、公の母薨ず。公之を惡み、乃ち泉宮台を毀つ。夫れ妖孽の應に行くべくして自ら見はるるは、見はれて害を爲すに非ざるなり。文行ひを改め正を修め、厥の罰を恭御せず、非禮を作して、以て其の過を重くす。後二年して薨ず。公の子遂に文の二子惡・視を殺し宣公を立つ。〈師古曰く「惡は即ち子赤なり。視は、其の母の弟なり。」と。之なり。〉。文公の夫人齊に大歸す〈師古曰く、「本は齊の女なり。」と。〉。

虵 05 ④

(一)『春秋左氏傳』文公十六年の記事を『漢書』卷二七下之上、五行志が取り上げたもの。龍孽に相當。顏師古注は當該箇所のもの。

虵 06 ①

漢靈帝時虵見御座楊賜以爲帝溺於色之應也魏氏宮人猥多晋又遇之宴遊是涵此其孽也詩云女子之祥也明帝大寧初武昌有大虵常居放神祠空樹中每出頭從人受食京房易妖曰虵見於邑不出三年有大兵國有大憂尋有王敦之逆

虵 06 ②

漢靈帝時、虵見御座。楊賜以爲、帝溺於色之應也。魏氏宮人猥多、晋又過之、宴遊是涵。此其孽也。『詩』云「女子之祥。」也。明帝大寧初、武昌有大虵。常居放神祠空樹中。每出頭、從人受食。京房『易妖』曰「虵見於邑、不出三年、有大兵。國有大憂。」尋有王敦之逆。

虵 06 ③

^(一)漢の靈帝の時、虵御座に見はる。楊賜以爲らく、帝の色に溺るるの應なり、と。魏氏の宮人猥りに多く、晋又た之に過ぎ、宴遊すれば是れ涵る。此れ其の孽なり。『詩』に云ふ「女子の祥。」なり。明帝大寧の初め、武昌に大虵有り。常に居りて神祠の空樹中に放つ。頭を出だす毎に、人從り食を受く。京房『易妖』に曰く、「虵邑に見はるれば、三年を出でずして、大兵有り。國に大憂有り。」と。尋いで王敦の逆有り。

虵 06 ④

(一)『晉書』卷二九、五行志・龍蛇之孽、『宋書』卷三四、五行志・龍蛇之孽にみえる。干寶『搜神記』卷七にも同内容あり。

虵 07 ①

山海經曰泰華山有虵名肥遺六足四翼見則天下大旱

虵 07 ②

『山海經』曰、「泰華山有虵。名肥遺。六足四翼。見則天下大旱」。

虵 07 ③

『山海經』に曰く、「^(一)泰華山に虵有り。名は肥遺。六足四翼なり。見はるれば則ち天下大いに旱す。」と。

虵 07 ④

(一)『山海經』卷三、北山經にみえる。『山海經』は「渾夕之山」に作るが、『藝文類聚』卷

九六、鱗介部・蛇および『太平御覽』卷九三三、鱗介部・蛇が引用する『山海經』は、『天地瑞祥志』同様「泰華山」に作る。また、任昉『述異記』卷下（中島長文の校訂本〔校本任昉述異記〕『東方學學報（京都）』73冊、2001〕では第265條は、「西華山」に作る。

蛇 08 ①

孫叔敖為兒出遊還憂而不食其母問其故泣而對曰今旦見兩頭之蛇恐死母曰今蛇安在曰吾聞見兩頭蛇者死吾恐他人復見之已煞而埋之母曰無憂汝不死矣吾聞之有陰德者天報以福

蛇 08 ②

孫叔敖為兒、出遊還、憂而不食。其母問其故。泣而對曰「今旦見兩頭之蛇。恐死。」母曰「今蛇安在。」曰「吾聞、見兩頭蛇者死。吾恐他人復見之、已殺而埋之。」母曰「無憂。汝不死矣。吾聞之、有陰德者、天報以福。」

蛇 08 ③

(一) 孫叔敖兒爲りしとき、出でて遊びて還り、憂ひて食らはず。其の母其の故を問ふ。泣きて對へて曰く、「今旦に兩頭の蛇を見る。死を恐る。」と。母曰く、「今蛇安くにか在る。」と。曰く、「吾れ聞く、兩頭の蛇を見る者死せんとす。吾他人の復た之を見るを恐れ、已に殺して之を埋む。」と。母曰く、「憂ふる無かれ。汝死せざるなり。吾之を聞く、陰徳有る者、天報ずるに福を以てす。」と。

蛇 08 ④

(一) 劉向『新序』雜事篇にみえる。『藝文類聚』卷九六、鱗介部・蛇、『太平御覽』卷九三三、鱗介部・蛇には『賈誼書』からとして引用される。『太平御覽』では、文末に「『新序』同」との注あり。

蛇 09 ①

風俗通曰車騎將軍也羣馮緄為議郎發綬笥有二赤蛇可三尺兮南北走大用憂怖ト云此吉祥也君後當為邊將以東為名復五年果為大將軍尋拜遼東太守

蛇 09 ②

『風俗通』曰、車騎將軍^{□□}巴郡馮緄[□]為議郎、發綬[□]笥、有二赤蛇、可三尺兮、南北走。大用憂怖。ト云「此吉祥也。君後當為邊將、以東為名。」復五年、果為大將軍。尋拜遼東太守。

蛇 09 ③

『風俗通』に曰く、「^(一) 車騎將軍巴郡の馮緄は議郎と爲る。綬^{ひら}笥を發けば、二赤蛇有り、三尺ばかり、南北に走る。大いに用^{もつ}て憂怖す。トして云ふ「此れ吉祥なり。君後に當に邊將と爲り、東を以て名と爲すべし。」と。復た五年にして、果して大將軍と爲る。尋いで遼東太守を拜す。」と。

蛇 09 ④

(一) 應劭『風俗通義』卷九、怪神篇「世間多有蛇作恠者」にみえる（王利器の校注本による）。『藝文類聚』卷九六、鱗介部・蛇所引『風俗通』の文に類似する。『風俗通義』とほぼ同文の叙事は、『後漢書』許曼傳や『搜神記』卷九などに、『藝文類聚』とほぼ同文は、『太平御覽』卷九三四、鱗介部・蛇、『太平廣記』卷四五六、蛇所引『風俗通』などにみられる。

虵 10 ①

地鏡圖曰金寶化為積虵

虵 10 ②

『地鏡圖』曰、「金寶化爲青虵。」

虵 10 ③

『地鏡圖』に曰く、「^(一) 金寶化して青虵と爲る。」と。

虵 10 ④

(一) 同文が『藝文類聚』卷九六、鱗介部・蛇所引『地鏡圖』にみえる。また、より長い文が、『法苑珠林』卷二八、神異篇、『太平御覽』卷八〇二、珍寶部・寶所引『地鏡圖』にみえる。『法苑珠林』と『太平御覽』はほぼ同文。『本邦殘存』子部第一三五行類『地鏡圖』にあり。

虵 11 ①

禮斗威儀曰賊人為君虵則入都

虵 11 ②

『禮斗威儀』曰、「賊人爲君、虵則入都。」

虵 11 ③

『禮斗威儀』に曰く、「^(一) 賊人 君と爲れば、虵則ち都に入る。」と。

虵 11 ④

(一) 『唐開元占經』卷一二〇、龍龜魚蟲怪・虵入都邑宮廟所引『禮記威儀』にみえる。『本邦殘存』經部第六緯書類に『禮斗威儀』として輯佚あり。『緯書集成』も『禮斗威儀』で収集。『唐開元占經』のみ、『禮記威儀』として複数條を引用する。

虵 12 ①

淮南萬軍術曰虵鳴君室皆為死事虵羣聚大道上邑有急兵君失春政則倉虵見於邑即歲多禍失夏政則黑虵見如春占君室无故有虵君且去虵無故居床上君子非其子又有人欲賊也虵鬪於君室後必爭立小虵死小人不勝大死長者不勝人生虵諸侯為於國

虵 12 ②

『淮南萬軍術』曰、「虵鳴君室、皆爲死事。虵群聚大道上、邑有急兵。君失春政、則倉虵見於邑。即歲多禍。失夏政、則黑虵見。如春占。君室無故有虵、君且去。虵無故居床上、君子非其子、又有人欲賊也。虵鬪於君室、後必爭立。小虵死、小人不勝。大死、長者不勝。人生虵、諸侯爲於國。」

虵 12 ③

『淮南萬軍術』に曰く、「^(一) 虵 君室に鳴けば、皆死事を爲す。虵 群大道上に聚まれば、邑に急兵有り。君 春政を失へば、則ち倉虵邑に見はる。即ち歳多く禍あり。夏政を失えば、則ち黒虵見はる。春の占の如し。君室故無く虵有れば、君且に去らんとす。虵故無く床上に居れば、君子其の子に非ずして、又た人の賊たらんと欲する有るなり。虵 君室に鬪へば、後必ず争ひ立つ。小虵死すれば、小人勝たず。大死すれば、長者勝たず。人 虵を生めば、諸侯爲むること國に於てす。」と。

虵 12 ④

(一)『唐開元占經』卷一二〇、龍龜魚蟲怪に『淮南萬畢術』からとしていくつか類似した文が引用される。

蛇 13 ①

搜神記曰魯定公元年秋有蛇繞柱占者以為有九世廟不祀乃立煬宮

蛇 13 ②

『搜神記』曰、「魯定公元年秋、有蛇繞柱。占者以為、有九世廟不祀。乃立煬宮。」

蛇 13 ③

『搜神記』に曰く、「^(一)魯定公元年秋、蛇の柱を繞る有り。占者以為らく、九世の廟の祀られざる有り、と。乃ち煬宮を立つ。」と。

蛇 13 ④

(一)『搜神記』卷六にみえる。『唐開元占經』卷一二〇、龍龜魚蟲怪・蛇入都邑宮廟、『太平御覽』卷九三四、鱗介部・蛇、『事類賦注』卷二八、鱗介部・蛇にも『搜神記』からとして引用あり。『左傳』定公元年九月に煬宮（魯の煬公を祀る廟）を立てたという記事はあるが、蛇が柱を繞ったとの記述はない。

蛇 14 ①

京房曰蛇聚于邑中邑虚蛇見將軍營中軍且罷蛇見於邑市朝不出三年大有師國有大憂蛇虫皆冬見朝廷人主亡其宮蛇虫以冬見天下且有兵蛇無故闕於王宮及朝市朝道皆凶子曰蛇出竈為中子入室飯者大凶蛇居人牀上臥憂移徙處丑日蛇出竈為縣官入者凶青白龍慎勿煞之凶寅日蛇出竈為縣官入者白如凡蛇入室勿煞之凶卯日蛇出竈為死葬入者為憂蛇見廬上及有女憂辰日蛇出竈為縣官入者有憂蛇入器中勿煞塗井南巳日蛇出竈為婦女口舌入者大吉蛇食鷄子有罪勿煞午日蛇出竈有^[1]事入者有利蛇与鼠相齧人家必有病未日蛇出竈有事入者家有憂蛇見庫中將師罷申日蛇出竈有官事入室者不可居蛇見屏廁奴有憂酉日蛇出竈争田事入家者憂刀兵戌日蛇出竈有失位入家有憂蛇見井中竈有婦女口舌亥日蛇出竈縣官事入室憂小子坐千歲蛇断復續无恠也諸蛇墮及屎有死喪病因為恠以石六十斤埋之亡地

[1]「^[1]」字、蟲損あり、判讀しがたし、人文研本の下半分は「日」に作る。尊經閣本は「官」字にみえる。

蛇 14 ②

京房曰、蛇聚于邑中、邑虚。蛇見將軍營中、軍且罷。蛇見於邑市朝、不出三年、大有師、國有大憂。蛇虫皆冬見、朝廷人主亡。其宮蛇虫以冬見、天下且有兵。蛇無故闕於王宮及朝市朝道、皆凶。

子曰、蛇出竈為中子。入室飯者、大凶。蛇居人牀上臥、憂移徙處。

丑日、蛇出竈為縣官。入者凶。青白龍。慎勿殺。殺凶。

寅日、蛇出竈為縣官。入者白如凡。蛇入室勿殺。殺凶。

卯日、蛇出竈為死葬。入者為憂。蛇見廬上、及有女憂。

辰日、蛇出竈為縣官。入者有憂。蛇入器中勿殺。塗井南。

巳日、蛇出竈為婦女口舌。入者大吉。蛇食鷄子、有罪、勿殺。

午日、蛇出竈有官事。入者有利。蛇與鼠相齧、人家必有病。

未日、蛇出竈有事。入者家有憂。蛇見庫中、將師罷。

申日、蛇出竈有官事。入室者不可居。蛇見屏廁、奴有憂。

酉日、蛇出竈爭田事。入家者憂刀兵。

戌日、蛇出竈有失位。入家有憂。蛇見井中、竈有婦女口舌。

亥日、蛇出竈縣官事。入室憂。小子坐。千歲蛇斷復續無怪也。諸蛇墮及屎、有死喪病困。爲怪。以石六十斤埋之、亡地。

蛇 14 ③

京房曰く、^(一) 蛇 邑中に聚まれば、邑虚しくならんとす。蛇 將軍營中に見はるれば、軍且に罷めんとす。蛇 邑の市朝に見はるれば、三年を出でずして大いに師有り、國に大憂有り。蛇 蟲 皆冬に見はるれば、朝廷の人主亡ず。其の宮 蛇 蟲冬を以て見はるれば、天下且に兵有らんとす。蛇 故無く王宮及び朝市朝道に闘へば、皆凶なり。

子曰、蛇 竈に出づれば中子と爲る。室に入りて飯する者は、大凶なり。蛇 人の牀上に居りて臥すれば、處を移徙するを憂ふ。

丑日、蛇 竈に出づれば縣官と爲る。入れば凶なり。青白龍なり。慎みて殺す勿れ。殺せば凶なり。

寅日、蛇 竈に出づれば縣官と爲る。入れば白如たり凡。蛇 室に入れども殺す勿れ。殺せば凶なり。

卯日、蛇 竈に出づれば死葬を爲す。入れば憂を爲す。蛇 廬上に見はるれば、女憂有るに及ぶ。

辰日、蛇 竈に出づれば縣官と爲る。入れば憂有り。蛇 器中に入れども殺す勿れ。井の南を塗れ。

巳日、蛇 竈に出づれば婦女の口舌と爲る。入れば大吉なり。蛇 雞子を食らふは、罪有れども、殺す勿れ。

午日、蛇 竈に出づれば官事有り。入れば利有り。蛇と鼠と相嚙めば、人家必ず病有り。

未日、蛇 竈に出づれば事有り。入れば家に憂有り。蛇 庫中に見はるれば、將師罷む。

申日、蛇 竈に出づれば官事有り。室に入れれば居るべからず。蛇 屏廁に見はるれば、奴に憂有り。

酉日、蛇 竈に出づれば田事を争ふ。家に入れれば刀兵を憂ふ。

戌日、蛇 竈に出づれば位を失ふ有り。家に入れれば憂有り。蛇 井中に見はるれば、竈に婦女の口舌有り。

亥日、蛇 竈に出づれば縣官の事あり。室に入れれば憂あり。小子坐す。千歳の蛇断ちて復た續くれども怪無きなり。諸蛇墮ちて屎に及べば、死喪・病困有り。怪と爲せば、石の六十斤を以て之を埋むれば、地に亡ず。

蛇 14 ④

(一) はじめの一文に類似した内容が蛇 06 の京房『易妖』にみえる。また同文は、『唐開元占經』卷一二〇、龍龜蟲魚怪・蛇入都邑宮廟では京房『易傳』からとして引用される。

蛇 15 ①

史要記曰晋文公出狩有蛇當道文公退而修德敬礼自責省賦役止田獵赦罪人布恩澤未滿一句守蛇

吏夢天帝煞蛇曰汝何故者聖君之道汝罪應死吏覺視蛇死矣故俗曰禍不勝道妖不勝德信之至矣

蛇 15 ②

『史要記』曰、「晉文公出狩、有蛇當道。文公退而修德、敬禮自責、省賦役、止田獵、赦罪人、恩澤、未滿一句、守蛇吏、夢天帝殺蛇曰『汝何故者。聖君之道、汝罪應死。』吏覺、視蛇死矣。故俗曰『禍不勝道、妖不勝德、信之至矣。』」

蛇 15 ③

『史要記』に曰く、「^(一) 晉の文公狩に出で、蛇の道に当たる有り。文公退きて徳を修め、敬禮して自ら責め、賦役を省き、田獵を止め、罪人を赦す。恩澤を布して、未だ一句に満たざるに、蛇を守る吏、夢に天帝の蛇を殺して曰く『汝は何故なる者か。聖君の道、汝の罪應に死すべし。』と。吏覺めて、蛇の死するを視るなり。故に俗に曰く、『禍は道に勝たず、妖は徳に勝たず、信の至りなり。』」と。

蛇 15 ④

(一) 『史要記』は不詳。同内容は、劉向『新序』雜事第二にみえる。同内容は『風俗通義』卷九、怪神篇にもみえる。『本邦殘存』史部第三雜史類に『史要記』として輯佚あり。

蛇 16 ①

雜災異曰白蛇赤頭者龍也震動天地煞之直死也

蛇 16 ②

『雜災異』曰、「白蛇赤頭者、龍也。震動天地、殺之、直死也。」

蛇 16 ③

『雜災異』に曰く、「^(一) 白蛇の赤頭なる者は、龍なり。天地を震動し、之を殺せば、直ちに死するなり」と。

蛇 16 ④

(一) 出處不詳。『漢書』卷三〇、藝文志に「『雜災異』三十五篇」との著録がある。『本邦殘存』では子部第一三五行類に『雜災異』として輯佚あり。

蛇 17 ①

銘晉傳云靈蛇銘曰嘉慈靈蛇斷而能續飛不須翼行不待足上騰霄霧下遊山嶽進此明珠託身龍族

蛇 17 ②

銘晉傳トク云「靈蛇銘」曰、「嘉慈靈蛇、斷而能續。飛不須翼、行不待足。上騰霄霧、下遊山嶽。進此明珠、託身龍族。」



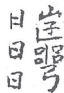
蛇 17 ③

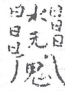
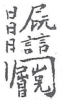
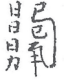
銘晉傳玄「靈蛇銘」に曰く、「^(一) 嘉慈たる靈蛇、斷ちても能く續く。飛ぶに翼をもち須ひず、行くに足を待たず。上は霄霧に騰び、下は山嶽に遊ぶ。此の明珠を進むれば、身を龍族に託す。」と。

蛇 17 ④

(一) 『藝文類聚』卷九六、鱗介部・蛇に銘として引用される。『太平御覽』卷九三四、鱗介部・蛇は、出處を傳元「神蛇銘」とする。

蛇 18 ①

1.  〈蛇出竈中及竈上處言^[1]也〉 2.  〈蛇宅中入井飲符厭吉也〉 3.  〈蛇入竈

若甌中符厭吉也〉 4.  〈蛇入家符厭吉之〉 5.  〈蛇澆浚井及屋舍符厭吉也〉 6.  〈蛇宅中有泉蛇來門戶及堂上處吉之〉

[1] 「言」字、尊經閣本は「吉」に作る。

蛇 18 ②

呪符 1 〈蛇出竈中及竈上處、吉也。〉 呪符 2 〈蛇宅中入井飲、符厭。吉也。〉 呪符 3 〈蛇入竈若甌中、符厭。吉也。〉 呪符 4 〈蛇入家、符厭。吉。之。〉 呪符 5 〈蛇澆浚井及屋舍、符厭。吉也。〉 呪符 6 〈蛇宅中有泉蛇來門戶及堂上處、吉。之。〉

蛇 18 ③

(一) 呪符 1 〈蛇 竈中及び竈上に出でて處れば、吉なり。〉 呪符 2 〈蛇 宅中より井に入りて飲めば、符して厭せ。吉なり。〉 呪符 3 〈蛇 竈若しくは甌中に入れば、符もて厭せ。吉なり。〉 呪符 4 〈蛇 家に入れば、符もて厭せ。吉なり。之なり。〉 呪符 5 〈蛇 井及び屋舎を澆浚すれば、符もて厭せ。吉なり。〉 呪符 6 〈蛇 宅中に泉有りて、蛇門戶及び堂上に来りて處れば、吉なり。之なり。〉

蛇 18 ④

(一) 不詳。

四四、蛟螭

【概要】

蛟螭とあるが、実際は蛟に関わる言説のみを攷める。

蛟螭 01 ①

蛟螭 〈古爻反丑支反平〉

蛟螭 01 ②

蛟螭 〈古爻反。丑支反。平。〉

蛟螭 01 ③

蛟螭 〈^(一) 古爻の反。丑支の反。平。〉

蛟螭 01 ④

(一) 『玉篇』卷二五虫部「蛟」字「古爻切」、『廣韻』卷二「蛟」字「古希切」、『玉篇』「螭」字「丑支切」、『廣韻』卷一「螭」字「丑知切」。

蛟螭 02 ①

説文曰蛟龍屬也

蛟螭 02 ②

『説文』曰、「蛟龍屬也。」

蛟螭 02 ③

『説文』に曰く、「^(一) 蛟は龍の屬なり。」と。

蛟螭 02 ④

(一) 『説文解字』 蟲部にみえる。『藝文類聚』 卷九六、鱗介部・蛟にも『説文』からとして引用あり。

蛟螭 03 ①

禮記月令曰季夏月命漁師伐蛟取鼉 <是皆行兵之類也>

蛟螭 03 ②

『禮記』 月令曰、「季夏月、命漁師伐蛟、取鼉 <是皆行兵之類也。>。」

蛟螭 03 ②

『禮記』 月令に曰く、「^(一) 季夏の月、漁師に命じて蛟を伐ち、鼉を取らしむ <是れ皆行兵の類なり。>」と。

蛟螭 03 ④

(一) 『禮記』 月令にみえる。

蛟螭 04 ①

山海經曰蛟似蛇而四脚小頭細頸 有曰嬰大者十數圍卵生子如一二斛甕能吞人食鸛穴不可以入水為蛟所吞也其吉凶占与龍蛇同也

蛟螭 04 ②

『山海經』 曰、「蛟似蛇而四脚、小頭、細頸。頸有白嬰。大者十數圍、卵生。子如一二斛甕、能吞人。食鸛肉。不可以入水、爲蛟所吞也。其吉凶占與龍蛇同也。」

蛟螭 04 ③

『山海經』 に曰く、「^(一) 蛟は蛇に似て四脚、小頭、細頸なり。頸に白嬰有り。大なる者十數圍、卵生。子は一二斛の甕の如く、能く人を吞む。」と。

^(二) 燕の肉を食らふ。以て水に入るべからず、蛟の吞む所と爲るなり。其の吉凶占は龍蛇と同じなり。

蛟螭 04 ④

(一) 『山海經』 卷五、郭璞注にみえる。『藝文類聚』 卷九六、鱗介部・蛟、『太平御覽』 卷九三〇、鱗介部・龍にも『山海經』からとして引用あり。

(二) 以下「吞也」までの部分は、『太平御覽』 卷八三六、飲食部・肉所引『博物志』にみえる。「其吉凶」以下は出處不詳。

蛟螭 05 ①

易緯通卦驗曰震東方也至春兮日出青氣出直震此正氣也氣出右万物半死氣出左蛟龍出也

蛟螭 05 ②

『易緯通卦驗』 曰、「震、東方也。至春分日、出青氣。出直震此正氣也。氣出右、萬物半死。氣出左、蛟龍出也。」

蛟螭 05 ③

『易緯通卦驗』に曰く、「^(一)震は、東方なり。春分の日に至れば、青氣を出だす。直震より出づるは此れ正氣なり。氣 右より出づれば、萬物半ば死す。氣 左より出づれば、蛟龍出づるなり。」と。

蛟螭 05 ④

(一) 『藝文類聚』 卷九六、鱗介部・螭所引『易緯通卦驗』にみえる。

天地瑞祥志第十九

(佐野誠子)